

令和 8 年第 1 回諏訪広域連合議会定例会

令和 8 年 3 月 2 3 日 開 会

令和 8 年 3 月 2 4 日 閉 会

目 次

招集告示	1
会期日程	2
本定例会において招集に応じた議員の氏名	3
本定例会において招集に応じられなかった議員の氏名	3
本定例会に付議された事件	4
一般質問通告者一覧	5
会議録第 1 号〔3 月 2 3 日（月）〕	7
同意第 1 号から議案第 1 1 号まで 1 7 件一括議題	
広域連合長あいさつ、提出議題の説明	
議案第 1 号、議案第 2 号並びに議案第 4 号、議案第 5 号及び議案第	
7 号から議案第 9 号までと議案第 1 1 号 事務局長補足説明	
議案第 3 号並びに議案第 6 号及び議案第 1 0 号 消防長補足説明	
同意第 1 号 質疑、委員会付託省略、討論、採決	
承認第 1 号から承認第 5 号までの 5 件各質疑、委員会付託省略、各	
討論、各採決	
議案第 1 号から議案第 1 1 号まで 1 1 件各質疑 各常任委員会付託	
会議録第 2 号〔3 月 2 4 日（火）〕	2 7
一般質問	
議案第 1 号から議案第 1 1 号までの 1 1 件一括議題	
各常任委員長報告、質疑、討論、採決	
議案等の審議結果	6 3

諏訪広域連合告示第8号

令和8年第1回諏訪広域連合議会定例会を、次のとおり招集する。

令和8年3月13日

諏訪広域連合

広域連合長 金子 ゆかり

1 日 時 令和8年3月23日（月） 午後2時00分

2 場 所 諏訪市役所 議 場

令和8年第1回諏訪広域連合議会定例会日程表

月 日	時 刻	会 議	備 考
3月23日 (月)	11:30～	議会運営委員会	
	13:00～	全員協議会	諏訪広域連合監査委員の選任について 専決処分の承認を求めるについて 本定例会の運営について 諏訪広域連合公共施設等個別施設計画の中間見直しについて 諏訪広域連合情報セキュリティポリシーについて その他
	14:00～	本会議	【開会】 会議録署名議員の指名 会期の決定 広域連合長招集あいさつ 議案説明・補足説明 質疑 討論・採決又は委員会付託
	(15:00～) (～16:30)	常任委員会	
3月24日 (火)	9:30～ (～12:40)	本会議	一般質問 委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論・採決 【閉会】

※丸カッコ内は予定時刻

本定例会において招集に応じた議員の氏名

議 席

1 番 宮 坂 早 苗
3 番 吉 田 浩
5 番 山 崎 仁
7 番 早 出 すみ子
9 番 小 倉 裕 子
11 番 牛 山 実 弦
13 番 牛 山 正
15 番 両 角 直 樹
17 番 望 月 克 治
19 番 矢 島 正 恒
21 番 野 沢 弘 子

議 席

2 番 平 出 敏 廣
4 番 秋 山 良 治
6 番 今 井 浩 一
8 番 山 口 肇
10 番 吉 澤 美樹郎
12 番 横 山 真
14 番 井 上 登
16 番 東 城 源
18 番 両 角 実 晃
20 番 中 山 透
22 番 松 井 節 夫

本定例会において招集に応じられなかった議員の氏名

なし

本定例会に付議された事件

○広域連合長提出

- 同意第 1 号 諏訪広域連合監査委員の選任について
- 承認第 1 号 専決処分の承認を求めるについて（和解及び損害賠償の額を定めるについて）
- 承認第 2 号 専決処分の承認を求めるについて（諏訪広域連合の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について）
- 承認第 3 号 専決処分の承認を求めるについて（諏訪広域連合一般職の職員の寒冷地手当に関する条例を定めるについて）
- 承認第 4 号 専決処分の承認を求めるについて（令和 7 年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計補正予算（第 1 号）について）
- 承認第 5 号 専決処分の承認を求めるについて（令和 7 年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計補正予算（第 2 号）について）
- 議案第 1 号 諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮福祉基金条例を廃止するについて
- 議案第 2 号 諏訪広域連合介護保険条例の一部改正について
- 議案第 3 号 諏訪広域連合火災予防条例の一部改正について
- 議案第 4 号 令和 7 年度諏訪広域連合一般会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 5 号 令和 7 年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 6 号 令和 7 年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 7 号 令和 8 年度諏訪広域連合一般会計予算（案）
- 議案第 8 号 令和 8 年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計予算（案）
- 議案第 9 号 令和 8 年度諏訪広域連合介護保険特別会計予算（案）
- 議案第 10 号 令和 8 年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計予算（案）
- 議案第 11 号 令和 8 年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計予算（案）

○一般質問

5 人（別掲通告表による）

一般質問通告者一覧

令和8年3月

順 序	氏 名	通 告 内 容
1	早 出 す み 子 (岡 谷 市)	1 訪問介護事業について (1) 訪問介護事業所の6市町村のそれぞれの現状 (2) 訪問介護サービスの利用者の推移と利用サービス内容 (3) 介護職の処遇改善の現状 (4) 広域連合としての対策と方向性
2	松 井 節 夫 (下 諏 訪 町)	1 諏訪圏内の林野火災の状況について 2 諏訪圏内の介護施設の数と経営状況について
3	望 月 克 治 (茅 野 市)	1 救急体制の現状について (1) がん患者や老衰、終末期の救急搬送時の対応について (2) 消防車両や救急車両の仕様の統一について
4	秋 山 良 治 (岡 谷 市)	1 諏訪広域消防本部の救急出動について (1) 諏訪広域消防における救急出動件数の推移 (2) 救急出動増加の要因 (3) 現場への影響 (4) 消防体制 (5) 救急車の適正利用 (6) 今後の見通し

順 序	氏 名	通 告 内 容
5	東 城 源 (茅 野 市)	諏訪広域消防本部一元化の効果について 1 一元化の検証について (1) 一元化実施計画の目的は達成できているか (2) 課題と対応について (3) 施設と車両の整備計画について 2 出動範囲について (1) 諏訪圏域外の出動について

令和8年第1回諏訪広域連合議会定例会議事日程（第1号）

令和8年3月23日（月）

午後 2時00分 開会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 同意第 1号 諏訪広域連合監査委員の選任について
- 日程第 4 承認第 1号 専決処分の承認を求めるについて（和解及び損害賠償の額を定めるについて）
- 日程第 5 承認第 2号 専決処分の承認を求めるについて（諏訪広域連合の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について）
- 日程第 6 承認第 3号 専決処分の承認を求めるについて（諏訪広域連合一般職の職員の寒冷地手当に関する条例を定めるについて）
- 日程第 7 承認第 4号 専決処分の承認を求めるについて（令和7年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計補正予算（第1号）について）
- 日程第 8 承認第 5号 専決処分の承認を求めるについて（令和7年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計補正予算（第2号）について）
- 日程第 9 議案第 1号 諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮福祉基金条例を廃止するについて
- 日程第10 議案第 2号 諏訪広域連合介護保険条例の一部改正について
- 日程第11 議案第 3号 諏訪広域連合火災予防条例の一部改正について
- 日程第12 議案第 4号 令和7年度諏訪広域連合一般会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第 5号 令和7年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第 6号 令和7年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議案第 7号 令和8年度諏訪広域連合一般会計予算（案）
- 日程第16 議案第 8号 令和8年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計予算（案）
- 日程第17 議案第 9号 令和8年度諏訪広域連合介護保険特別会計予算（案）
- 日程第18 議案第10号 令和8年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計予算（案）
- 日程第19 議案第11号 令和8年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計予算（案）

~~~~~

### 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定

日程第 3 ～日程第 19

同意第1号 諏訪広域連合監査委員の選任についてから議案第11号 令和8年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計予算（案）まで17件一括議題

○広域連合長あいさつ、提出議題の説明

議案第1号、議案第2号並びに議案第4号、議案第5号及び議案第7号から議案第9号までと議案第11号 事務局長補足説明

議案第3号並びに議案第6号及び議案第10号 消防長補足説明

同意第1号 質疑、委員会付託省略、討論、採決

承認第1号から承認第5号までの5件各質疑、委員会付託省略、各討論、各採決

議案第1号から議案第11号までの11件各質疑

議案第3号、議案第6号、議案第7号のうち所管部分、議案第10号及び議案第11号 総務消防委員会に付託

議案第1号、議案第2号、議案第4号、議案第5号、議案第7号のうち所管部分、議案第8号及び議案第9号 福祉環境委員会に付託

散 会

~~~~~

○出席議員（22名）

1 番	宮 坂 早 苗	2 番	平 出 敏 廣
3 番	吉 田 浩	4 番	秋 山 良 治
5 番	山 崎 仁	6 番	今 井 浩 一
7 番	早 出 すみ子	8 番	山 口 肇
9 番	小 倉 裕 子	10 番	吉 澤 美樹郎
11 番	牛 山 実 弦	12 番	横 山 真
13 番	牛 山 正	14 番	井 上 登
15 番	両 角 直 樹	16 番	東 城 源
17 番	望 月 克 治	18 番	両 角 実 晃
19 番	矢 島 正 恒	20 番	中 山 透
21 番	野 沢 弘 子	22 番	松 井 節 夫

○欠席議員（なし）

~~~~~

○説明のため出席した者の職氏名

|             |         |             |         |
|-------------|---------|-------------|---------|
| 広 域 連 合 長   | 金 子 ゆかり | 副 広 域 連 合 長 | 早 出 一 真 |
| 副 広 域 連 合 長 | 今 井 敦   | 副 広 域 連 合 長 | 宮 坂 徹   |
| 副 広 域 連 合 長 | 渡 辺 葉   | 副 広 域 連 合 長 | 牛 山 貴 広 |
| 事 務 局 長     | 小 平 茂 徳 | 企 画 総 務 課 長 | 山 田 勝由紀 |

情報政策課長 小平 庄太郎 介護保険課長 丸 茂 優 子  
八ヶ岳寮寮長 宮 武 恵美子 消 防 長 上 原 昭 司  
消防次長兼総務課長 増 澤 亘 司

~~~~~

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

書 記 長 松 木 史 江 企画総務課総務係長 宮 下 賢 仁
書 記 高 見 俊 輔

~~~~~

令和8年3月23日（月）

## 第1回諏訪広域連合議会定例会

### 会 議 録 （ 2 － 1 ）

開会 午後 2時00分

散会 午後 2時57分

（傍聴者 0名）

開 会 午後 2時00分

---

**矢島正恒議長** ただいまから、令和8年第1回諏訪広域連合議会定例会を開会いたします。

開 議 午後 2時00分

---

**矢島正恒議長** これより、本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、報告をいたします。ただいまの出席議員数は22人であります。日程は、あらかじめ配付いたしました。

---

#### ○日程第 1

##### 会議録署名議員の指名

**矢島正恒議長** 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は議長において、3番吉田浩議員、20番中山透議員を指名いたします。

---

#### ○日程第 2

##### 会期の決定

**矢島正恒議長** 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から3月24日までの2日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**矢島正恒議長** 御異議なしと認めます。よって、今定例会の会期は2日間と決定いたしました。

---

#### ○日程第 3

##### 同意第 1号 諏訪広域連合監査委員の選任について

#### ○日程第 4

- 承認第 1 号 専決処分の承認を求めるについて（和解及び損害賠償の額を定めるについて）
- 日程第 5
- 承認第 2 号 専決処分の承認を求めるについて（諏訪広域連合の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について）
- 日程第 6
- 承認第 3 号 専決処分の承認を求めるについて（諏訪広域連合一般職の職員の寒冷地手当に関する条例を定めるについて）
- 日程第 7
- 承認第 4 号 専決処分の承認を求めるについて（令和 7 年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計補正予算（第 1 号）について）
- 日程第 8
- 承認第 5 号 専決処分の承認を求めるについて（令和 7 年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計補正予算（第 2 号）について）
- 日程第 9
- 議案第 1 号 諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮福祉基金条例を廃止するについて
- 日程第 10
- 議案第 2 号 諏訪広域連合介護保険条例の一部改正について
- 日程第 11
- 議案第 3 号 諏訪広域連合火災予防条例の一部改正について
- 日程第 12
- 議案第 4 号 令和 7 年度諏訪広域連合一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 13
- 議案第 5 号 令和 7 年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 14
- 議案第 6 号 令和 7 年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 15
- 議案第 7 号 令和 8 年度諏訪広域連合一般会計予算（案）
- 日程第 16
- 議案第 8 号 令和 8 年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計予算（案）
- 日程第 17
- 議案第 9 号 令和 8 年度諏訪広域連合介護保険特別会計予算（案）
- 日程第 18
- 議案第 10 号 令和 8 年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計予算（案）
- 日程第 19

**議案第 11 号 令和 8 年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計予算（案）**

**矢島正恒議長** 日程第 3 同意第 1 号から日程第 19 議案第 11 号までの 17 件を一括議題といたします。

広域連合長より、招集の挨拶及び提出議案の説明を求めます。広域連合長。

**金子ゆかり広域連合長** 皆様こんにちは。本日ここに、令和 8 年第 1 回諏訪広域連合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には御多忙の中を御参集いただき、誠にありがとうございます。

連日熱戦が繰り広げられ、2 月 22 日に閉幕しましたミラノ・コルティナ冬季オリンピックでは、諏訪圏域出身で初出場の 3 選手が大活躍いたしました。スピードスケート女子の団体パシュートにおいて、下諏訪町出身の野明花菜選手が見事に銅メダルを獲得という快挙を成し遂げ、同じく 500 メートル、1,000 メートルに出場した諏訪市出身の山田梨央選手は、1,000 メートルにおいて 7 位入賞を果たしました。

スピードスケート男子 500 メートルに出場した岡谷市出身の倉坪克拓選手や、3 月 15 日に閉幕しましたミラノ・コルティナ冬季パラリンピックに、アルペンスキーで 5 種目に出場した岡谷市出身の小池岳太選手も世界の舞台で堂々と力を発揮され、その姿は多くの諏訪圏域の住民に勇気と希望を与えてくださいました。

それぞれの選手の地元ではパブリックビューイング等が開催され、多くの地域住民が参加し、大いに盛り上がり、スポーツを通じ地域のつながりを深めるとともに、にぎわいの創出につながったものと感じております。

さて、諏訪地域では、1 月に入り強烈な寒波の影響から気温の低い日が続き、1 月 26 日には諏訪湖が全面結氷し、今年こそはと大いに期待をした冬の風物詩であります諏訪湖の御神渡りですが、残念ながらこの冬も出現には至りませんでした。

2018 年を最後に出現をしておらず、冬場の最低気温の上昇や温度差の減少などが影響しているのではないとも言われており、八ヶ岳の峰の雪も心なしか薄いようにも見受けられ、地球温暖化防止への取組は大変重要であると改めて感じているところであります。

この八ヶ岳岳麓から諏訪湖周を一体の行政域とする当広域連合といたしまして、圏域住民の暮らしを守り、地域全体を盛り上げるために、私自身、連合長として、5 人の副連合長をはじめ構成 6 市町村とともに力を合わせ、引き続き率先して各事業の推進に取り組んでいく所存でございますので、議員各位をはじめ、圏域住民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

さて、本定例会には同意案件 1 件、専決処分の承認案件 5 件、条例議案 3 件、補正予算案 3 件並びに令和 8 年度一般会計及び特別会計の予算案 5 件、合わせて 17 件を提出いたしました。

それでは、各議案につきまして順次御説明を申し上げます。

初めに、同意第 1 号 諏訪広域連合監査委員の選任については、監査委員 2 名のうち、識見を有する監査委員であります山崎文男氏が本年 3 月 31 日をもって任期が満了となりますことから、後

任の監査委員として奥原正夫氏を選任いたしたく、地方自治法及び当連合規約の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、専決処分の承認案件について御説明いたします。

承認第1号 専決処分の承認を求めるについて（和解及び損害賠償の額を定めるについて）は、昨年11月18日、救護施設八ヶ岳寮職員駐車場にて施設利用者が清掃作業中に熊手の柄を駐車車両に接触させてしまい、相手側に損害を与えてしまったものであります。早期に和解する必要がある、専決処分をいたしました。

次に、承認第2号 専決処分の承認を求めるについて（諏訪広域連合の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について）は、昨年1月の人事院勧告による寒冷地手当の見直しに伴い、一部改正を行ったものでございます。

次の承認第3号 専決処分の承認を求めるについて（諏訪広域連合一般職の職員の寒冷地手当に関する条例を定めるについて）は、承認第2号同様に、人事院勧告による寒冷地手当の見直しに伴い、準用する諏訪市条例では対応できないため新たに条例を制定したもので、承認第2号及び第3号とも寒冷地手当の支給が11月からとなることから、専決処分をいたしました。

次に、承認第4号 専決処分の承認を求めるについて（令和7年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計補正予算（第1号））は、人事院勧告に伴う給与改定により、不足が生じる一般人件費及び関連となる関係市町村負担金の増額補正を行ったものでございます。

次の承認第5号 専決処分の承認を求めるについて（令和7年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計補正予算（第2号））は、昨年12月末に定年前退職者があったことから、職員手当について増額補正を行ったものでございます。承認第4号及び承認第5号とも緊急を要することから、専決処分をいたしました。

次に、条例議案について御説明をいたします。

議案第1号 諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮福祉基金条例を廃止するについては、平成26年4月1日に特別養護老人ホーム恋月荘の廃止に伴い、同施設の福祉施設整備基金と福祉基金を原資に救護施設八ヶ岳寮福祉事業の推進を図ることを目的として設置いたしましたが、令和7年度に実施した各居室への空調設備設置事業の財源として全額充当したこと、また、今後この基金に積み立てるべき収入がないこと、さらには財政調整基金として八ヶ岳寮基金があることから、基金条例を廃止するものでございます。

次に、議案第2号 諏訪広域連合介護保険条例の一部改正については、令和7年度の税制改正に伴う介護保険料の標準段階に係る基準の見直しのため、令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例及び令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例を定めるための一部改正をお願いするものでございます。

次に、議案第3号 諏訪広域連合火災予防条例の一部改正については、国の「可搬式サウナ等の特性に応じた防火安全対策に関する検討会報告書」を踏まえた関係省令の一部改正に伴い、諏訪広域連合火災予防条例の一部改正をお願いするものでございます。

次に、補正予算案について御説明いたします。

議案第４号 令和７年度諏訪広域連合一般会計補正予算（第２号）については、社会福祉法人等が提供する介護サービス減免事業について、低所得者の利用件数が増加しているため、社会福祉法人等による減免事業補助金の増額補正を行うものでございます。

次に、議案第５号 令和７年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第２号）については、介護予防・生活支援サービス事業の増加に伴う訪問・通所介護サービス事業費の増額補正を行うとともに、介護給付費準備基金の運用により生じた積立金利子の補正及び前年度からの繰越金のうち、介護給付費準備基金への積立可能額を積立てするための補正を行うものでございます。

次に、議案第６号 令和７年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計補正予算（第３号）については、令和８年３月３１日付で２名の定年前退職者があることから、退職手当金について、歳入及び歳出の増額補正を行うものでございます。

次に、議案第７号から議案第１１号までの令和８年度予算議案について御説明を申し上げます。

議案第７号 一般会計につきましては、総額６億９，３９５万９，０００円を計上いたしました。広域連合職員の人件費及び管理的な経費、また、令和６年度から実施しております重層的支援体制整備事業に要する経費を計上したほか、新たに構成市町村との共同調達によります新財務会計システム導入経費、広域観光調査に係る経費を計上いたしました。

議案第８号 救護施設八ヶ岳寮特別会計は、総額４億１，０８５万２，０００円を計上いたしました。老朽化した厨房機器や乾燥機等の更新を行うとともに、専門家による福祉施設第三者評価を受審し、事業運営における問題点等を把握し、利用者提供サービスの向上を図るとともに、今後も利用者が楽しく健康で安心して生活できるよう、引き続き必要な支援等を行ってまいります。

議案第９号 介護保険特別会計は、総額２１億３，５４５万４，０００円を計上いたしました。介護や医療等の情報を市町村や介護事業所等の関係者だけでなく、利用者本人も閲覧・共有できる介護情報基盤連携整備に係る費用を計上いたしました。

第９期介護保険事業計画の下、安定した介護保険事業の運営を目指して、構成市町村やサービス提供事業者、各種団体等と連携して適正な事業運営に努めるとともに、第１０期介護保険事業計画策定に取り組んでまいります。

議案第１０号 諏訪広域消防特別会計は、総額２７億７８７万２，０００円を計上いたしました。国の指針に基づき、配備から７年が経過した諏訪消防署はしご車の定期的なオーバーホールを行うほか、公共施設等個別施設計画に基づき、岡谷消防署訓練塔、諏訪、下諏訪、富士見消防署庁舎の外壁等の改修工事及び各消防署の高圧受電設備や非常用発電機などの改修や更新を行うとともに、令和９年度に予定している原消防署等の庁舎や設備の改修、更新に向けた実施設計を行います。

また、車両更新事業として、岡谷消防署及び茅野消防署北部分署の高規格救急自動車２台及び岡谷消防署の広報車を更新いたします。

議案第１１号 諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計は、総額１，５５２万５，０００円を計上いたしました。住民行政システム標準化後のガバメントクラウド利用料の急激な増加を見据え、

構成市町村等の負担軽減を図るため、共同利用アカウント分の利用料の一部を負担する費用を計上するとともに、LCV-FMを活用した行政情報の発信や構成市町村との共同事業で防災講演会を開催し、引き続き防災啓発に取り組んでまいります。

以上で各議案の説明を終了いたしますが、新年度予算につきましては、関係市町村が厳しい財政運営を強いられている中、事務事業のさらなる効率化に努めるとともに、創意工夫も重ねながら引き続き圏域住民の安全で安心な暮らしの実現に向けた取組をしてまいります。

なお、各議案の細部につきましては、この後、事務局長、消防長から補足説明をさせていただきます。

以上を申し上げまして、提出議案の説明といたします。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

**矢島正恒議長**     事務局長。

**小平茂徳事務局長**     それでは、私から議案第1号、議案第2号並びに議案第4号、議案第5号及び議案第7号から議案第9号までと議案第11号について御説明をさせていただき、その後、議案第3号並びに議案第6号及び議案第10号につきまして、消防長から補足説明をいたします。

まず、議案第1号 諏訪広域連合救護施設ハケ岳寮福祉基金条例を廃止するについて、御説明いたします。これは、ハケ岳寮の福祉事業の推進を図ることを目的として設置したのですが、特に近年の残暑による入所者への健康被害防止といった緊急性の高い課題に対応するため、入所者の各居室へエアコンを設置する財源として全額を充当いたしました。

また、この条例は、附則において令和8年4月1日から施行することとしてございます。

議案第1号の補足説明は以上でございます。

続きまして、議案第2号 諏訪広域連合介護保険条例の一部改正について御説明いたします。議案の1ページを御覧ください。

諏訪広域連合介護保険条例の一部改正の内容について御説明いたします。令和7年度の税制改正により、給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられました。その結果、一部の人に介護保険料の標準段階の変動が生じる可能性があることから、諏訪広域連合の介護保険条例においても、介護保険料の標準段階に係る基準を見直す必要がございます。あわせて、国が示した令和8年度の介護保険料の算定に関する特例や標準段階区分の見直しに関する取扱いについても整合を図るため、条例の一部改正をお願いするものであります。

議案第2号の説明は以上でございます。

続きまして、議案第4号 令和7年度諏訪広域連合一般会計補正予算（第2号）について御説明いたします。議案の1ページを御覧ください。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ400万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億9,780万2,000円とするものでございます。

この補正予算は、社会福祉法人等による減免事業補助金の増加が見込まれることに伴い、関連する市町村負担金及び県補助金を増額するための補正を行うものでございます。

内訳につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書により御説明いたします。

10ページをお願いいたします。歳入でございます。1款分担金及び負担金の1項1目関係市町村負担金に391万3,000円、3款県支出金の1項2目民生費県補助金に8万7,000円をそれぞれ増額補正いたします。

次に、12ページの歳出をお願いいたします。3款民生費1項1目高齢者福祉費に400万円を増額補正するものでございます。

議案第4号の説明は以上でございます。

続きまして、議案第5号 令和7年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。議案の1ページを御覧ください。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億2,203万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ215億5,767万7,000円とするものでございます。

この補正予算は、介護給付費準備基金の積立額が確定したこと、今年度の地域支援事業費のうちサービス・活動事業費の増加が見込まれること、以上の2点により補正を行うものでございます。

内訳につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書により御説明いたします。

10ページをお願いいたします。歳入でございます。7款1項1目利子及び配当金に70万5,000円、9款1項1目繰越金に2億2,133万2,000円をそれぞれ増額補正いたします。

次に、12ページの歳出をお願いします。4款1項1目介護給付費準備基金積立金に2億1,203万7,000円を、5款1項1目サービス・活動事業費に1,000万円をそれぞれ増額補正するものでございます。

議案第5号の説明は以上でございます。

続きまして、議案第7号 令和8年度諏訪広域連合一般会計予算（案）について説明申し上げます。予算書を御覧ください。

初めに、1ページをお願いいたします。第1条で歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億9,395万9,000円と定めるものです。

次に、予算の内容につきまして事項別明細書により説明申し上げます。

10ページ、11ページを御覧ください。歳入の内訳になります。1款分担金及び負担金1項1目関係市町村負担金は、構成市町村の財政状況を鑑み、激変緩和措置として総合福祉基金より3,000万円の繰入れを行ったことにより、前年度と比べ179万3,000円減の総額2億4,604万4,000円となっております。

2款国庫支出金1項1目介護保険関係負担金は、介護保険の低所得者の保険料軽減に係るものであり、軽減額の2分の1に相当する7,785万円を計上するとともに、重層的支援体制整備事業の経費負担金1億2,093万3,000円を計上し、合計で1億9,878万3,000円となり、前年度と比べ206万9,000円の減となっております。

3款県支出金1項2目民生費県補助金の介護保険関連事業費補助金は、社会福祉法人の利用者負

担の減免に係る補助金で、介護保険財政等への影響を抑えるため、介護保険外の財源として一般会計で受け、一般会計で事業を実施するためのもので、27万2,000円の計上でございます。

同款2項1目介護保険関係負担金は、国の負担金同様、低所得者の保険料軽減に係る県負担金で、軽減額の4分の1に相当する3,892万5,000円を計上するとともに、重層的支援体制整備事業の経費負担金6,046万4,000円を計上し、合計で9,938万9,000円となり、前年度と比べ103万6,000円の減となっております。

12、13ページをお願いいたします。5款繰入金1項2目介護保険特別会計繰入金は、重層的支援体制整備事業の実施に伴う地域支援事業費の一部を一般会計に移行し充てるため、8,573万1,000円の繰入れを行います。

また、2項5目の総合福祉基金繰入金は、構成市町村の人件費の増や物価上昇等による厳しい財政状況を鑑み、令和7年度と同様に総合福祉基金から3,000万円の繰入れを行い、病院群輪番制病院運営費補助事業分の負担金の一部へ充ててまいります。

また、6款繰越金1項1目繰越金は1,575万9,000円の計上となります。

最後に、8款連合債1項1目総務債は、構成市町村との共同調達によります新財務会計システム導入に伴う費用に対しデジタル活用推進事業債を活用するもので、940万円の計上であります。

次に14、15ページをお願いいたします。ここから歳出となります。1款議会費1項1目議会費は、隔年で実施しています議員行政視察が令和8年度は実施されないことから、それに係る経費が不要となるため53万4,000円の減、153万6,000円の計上となっております。

14、15ページ下段から16、17ページをお願いいたします。2款総務費1項1目一般管理費は1億5,819万1,000円の計上で、前年度費1,299万円の増となっております。主に事務局職員の人件費や情報システム管理事業費を計上いたしました。構成市町村との共同調達によります新財務会計システム導入経費として1,050万6,000円、また、広域観光調査に係る委託料として396万円を計上しております。

18、19ページをお願いいたします。中段の広域計画策定事業費は、令和8年度が最終年度となります諏訪広域連合広域計画の次期計画の策定に係る経費を計上いたしました。

20、21ページをお願いいたします。3款民生費1項1目高齢者福祉費は、介護保険の低所得者対策に係るものです。社会福祉法人等による減免事業補助金と介護サービス利用者負担助成費のほか、低所得者の保険料軽減に係る介護保険特別会計の繰出金、また重層的支援体制整備事業費など4億9,556万2,000円の計上であります。

同項2目障害者福祉費は、障害支援区分審査会に係る経費で249万4,000円の計上です。

22、23ページをお願いいたします。4款衛生費1項1目病院群輪番制病院運営費補助事業費は、圏域住民の二次救急医療を確保するための圏域内6病院に対する運営費補助金で、3,567万6,000円の計上であります。

34、35ページをお願いいたします。関係市町村負担金内訳ですが、負担割合は規約で定められており、各事務事業別に関係市町村の負担金を掲載してあります。

一般会計予算の説明は以上でございます。

続きまして、議案第8号 令和8年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計予算（案）につきまして、御説明いたします。

予算書37ページを御覧ください。第1条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億1,085万2,000円と定めるものであります。

44、45ページをお願いいたします。歳入の内訳になります。1款1項2目民生費負担金は、現在の入所者のうち、市から入所した方の施設事務費及び施設生活費を入所に対応した市が負担するもので、入所者90名分、2億5,331万2,000円の計上であります。

3款1項1目民生費県負担金は、県が負担する施設事務費及び施設生活費で、町村からの入所者が対象となり、30名分、8,466万7,000円の計上であります。

6款2項1目救護施設八ヶ岳寮基金繰入金は、電話交換機更新工事及び厨房機器回転式乾燥機などの備品購入に対する財源に充てるため、3,402万2,000円を繰り入れるものであります。

次に48、49ページをお願いいたします。歳出となります。2款1項1目施設管理費は、施設運営に係る職員人件費等の一般管理経費で、主な内容は調理業務、管理宿直、トイレ清掃、福祉施設第三者評価審査等の業務委託料、電話交換機更新工事費や厨房機器購入の経費などで、3億2,083万3,000円の計上であります。

続いて、50、51ページをお願いいたします。同項2目施設事業費は、燃料費、光熱水費、賄材料費、健康診断料、入所者小遣いや介護用ベッド、回転式乾燥機の購入など、利用者の直接処遇に係る経費となっており、8,901万9,000円の計上であります。

議案第8号 諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計予算（案）の説明は以上でございます。

続きまして、議案第9号 令和8年度諏訪広域連合介護保険特別会計予算（案）について御説明申し上げます。

予算書の63ページを御覧ください。第1条、歳入歳出予算の総額をそれぞれ215億3,545万4,000円と定めるものでございます。

72、73ページをお願いいたします。歳入の内訳でございます。1款1項1目第1号被保険者保険料は41億8,326万5,000円で、高齢者人口の減少推計により、前年度から2,311万1,000円の減を見込んでおります。

2款分担金及び負担金1項1目関係市町村負担金は30億5,244万7,000円で、このうち1節保険給付費関係負担金は、保険給付費の市町村定率負担分となる12.5%分を、保険給付費割20%、人口割80%で関係市町村に負担いただくものです。

同じく、2節地域支援事業関係負担金は、地域支援事業費の市町村定率分を関係市町村が負担するもので、介護予防日常生活支援総合事業は事業費の12.5%分を、包括的支援事業と任意事業は事業費の19.25%分をそれぞれ高齢者人口割で負担いただくものです。

また、3節事務費関係負担金は、人件費等の事務費関係経費を均等割20%、人口割80%で負担いただくものであります。

続きまして、４款１項１目介護給付費国庫負担金と、７４、７５ページの５款１項１目介護給付費交付金、そして６款１項１目介護給付費県負担金につきましては、保険給付費を国、社会保険診療報酬支払基金、県が一定の割合で負担するものであり、保険給付費の増額に伴い予算を増額してございます。

次に、８款１項４目低所得者保険料軽減繰入金につきましては１億５，５７０万円の計上で、高齢者数の減少推計により１３０万円の減としております。

同款２項１目介護給付費準備基金繰入金は５億２，０６２万１，０００円を計上し、第９期介護保険事業計画最終年の給付費保険料負担分を補うため、介護給付費準備基金から繰入れをするものです。前年度に比べ１億１，４５９万８，０００円を増額しております。

歳入についての説明は以上となります。

続きまして、歳出の主な内訳について御説明申し上げます。

７８、７９ページをお開きください。１款１項１目一般管理費につきましては、人件費を含む事務的な経費であります。３億１３３万２，０００円を計上し、前年度に比べ２，６９９万５，０００円の減となっております。減額の主な理由は、自治体システム標準化への移行対応が終了したことによる、委託料の減によるものです。

８１ページをお願いいたします、中段の介護保険委員会費及び事業計画策定費では、第１０期介護保険事業計画の策定に伴う委員会の経費及び策定業務の委託料を計上しております。

次に、８４、８５ページをお願いいたします。２款保険給付費の総額は２００億９，３０９万６，０００円で、前年度に比べ３億２，７５６万１，０００円の増となっております。１項介護サービス等諸費は、要介護認定者のうち要介護１以上の方々に対するサービス給付費となります。主な支出項目は、１目居宅介護サービス給付費、次の８６、８７ページに移りまして、３目地域密着型介護サービス給付費、そして５目施設介護サービス給付費の三つの項目となっております。

以降、２款の項目は９６、９７ページの特定入所者介護サービス等費まで続きますが、これらの予算は、第９期介護保険事業計画期間３年目の給付費推計に基づき予算を計上しております。

続きまして、９６、９７ページ下の５款地域支援事業費ですが、９億３，８８８万３，０００円で、前年度と比べ２，７５９万７，０００円の増となっております。地域支援事業の事業費は、国の基準で上限が定められており、その範囲内で関係市町村からの要望額を積算し、計上しています。

最後に１１４、１１５ページを御覧ください。関係市町村負担金の内訳表でございます。各事務事業別に関係市町村ごとの負担金を掲載しております。昨年度と比較し、全ての事業の合計で８０７万３，０００円の増額となっております。

令和８年度介護保険特別会計予算（案）の説明は以上でございます。

最後に、議案第１１号 令和８年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計予算（案）について説明申し上げます。

１５１ページをお願いいたします。第１条、歳入歳出予算の総額をそれぞれ１，５５２万５，０００円と定めるものです。前年度比３６６万９，０００円の増となっております。

158、159ページをお願いいたします。歳入の内訳でございます。2款1項1目財産収入は基金の利子収入で1,010万円、前年度と同額を計上しております。

4款1項1目繰越金は、前年度比366万9,000円増の542万3,000円を計上しております。

160ページをお願いいたします。歳出の内訳になります。1款1項1目ふるさと振興事業費は1,542万5,000円で、前年度費366万9,000円の増となっております。

事業ごとの主な内容になります。まず、ふるさと振興事業費は54万4,000円で、前年度とほぼ同額でございます。

スポーツ振興補助金は、前年度と同額の50万円を計上しております。

次に、情報ネットワーク推進事業費では、エルシーブイFM広報委託料として前年度同額の464万7,000円を計上しております。

また、新規事業として、使用料には標準化後のガバメントクラウド利用料のうち、共同利用アカウント部分に係る利用料の一部費用500万円を計上しております。

情報関係負担金としましては、長野県高速情報通信ネットワーク利用負担金など、前年度同額の440万3,000円を計上しております。

次に、防災啓発等共同事業費につきましては、防災講演会の費用として前年度同様30万円を計上しております。なお、令和7年度に行いました臨時災害放送局開設訓練の予算は、隔年実施でありますので、令和8年度は計上しておりません。

諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計予算（案）の説明は以上でございます。

消防関係を除く議案についての説明は以上でございます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

**矢島正恒議長** 消防長。

**上原昭司消防長** それでは、私から消防に関係する議案3件につきまして補足説明を申し上げます。

まず初めに、議案第3号 諏訪広域連合火災予防条例の一部改正について説明を申し上げます。

改正の経過でございますが、近年のサウナブームを背景に、従来からの屋内のサウナ室に設置されるサウナ設備と異なる屋外等のテントやたる型のバレルに設置される消費熱量が小さい簡易的なサウナが全国で増加していますが、その特性に応じた内容となるよう、消防庁次長通知により国の火災予防条例（例）が一部改正されたことに伴い、諏訪広域連合火災予防条例の一部改正を行うものです。

改正の内容でございますが、第7条の2の「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、「サウナ室に設ける放熱設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条を第7条の3とする。

新たに第7条の2を加え、屋外に設置するテント型サウナ室及びバレル型サウナ室に設ける定格出力6キロワット以下の放熱設備で、まきまたは電気を熱源とするものを「簡易サウナ設備」として定義し、火災予防上安全な距離の確保、また温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断する装置を設けることとした、設置に関する基準を定めたものです。

次に、第7条の3としまして、簡易サウナ設備以外のサウナ設備を一般のサウナ設備とし、第49条で屋内に設けられた従来のサウナ設備は、「一般サウナ設備」として定義することとし、また、簡易サウナ設備は、個人が設けるものを除き届出を要することとしたものです。

次に、第29条の7としまして、住宅における火災予防の推進の規定に感震ブレーカーの普及促進を明記しました。

第29条の8及び第47条の3は、消防庁からの通知に基づき、字句の修正を行うものです。

附則として、この条例の施行期日を令和8年3月31日としています。

議案第3号の説明は以上でございます。

続きまして、議案第6号 諏訪広域消防特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

これにつきましては、令和8年3月末に2名の定年前退職者があることから、退職手当金について、令和7年度諏訪広域消防特別会計補正予算（第3号）により予算の増額補正をお願いするものでございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額それぞれに3,016万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を29億676万4,000円とするものです。

予算の内訳でございますが、10ページ、補正予算事項別明細書の2 歳入を御覧ください。1款1項1目関係市町村負担金及び12ページ、3 歳出、1款1項1目一般管理費3節職員手当等のそれぞれに3,016万7,000円を増額補正するものでございます。

議案第6号の説明は以上でございます。

続きまして、議案第10号 令和8年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計予算（案）について説明を申し上げます。予算書を御覧ください。

117ページをお願いいたします。第1条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ27億787万2,000円と定めるものです。

第2条地方債は、地方自治法第230条第1項の規定により定めたものであります。内容は120ページ、第2表に記載してありますので、説明は省略させていただきます。

次に、予算の内容につきまして、事項別明細書により説明申し上げます。

126ページから御覧ください。歳入の内訳になります。1款1項1目関係市町村負担金は25億2,176万8,000円の計上でございます。

同款1項2目県派遣職員人件費負担金は435万2,000円の計上で、長野県消防学校への短期派遣職員2名分の県負担金でございます。

2款1項1目消防手数料は160万円の計上で、危険物許認可等の手数料でございます。

128ページ、7款1項1目消防債は1億7,750万円の計上で、高規格救急自動車2台の更新、下諏訪消防署の非常用発電機更新工事、原消防署の非常用発電機更新工事の実施設計業務、岡谷消防署訓練塔の改修工事、諏訪消防署と富士見消防署の外壁改修工事、下諏訪消防署の屋根・外壁改修工事、下諏訪消防署の高圧受変電設備の更新工事に関わる起債でございます。

次に、130ページをお願いします。歳出となります。1款1項1目一般管理費は、職員の人件費、研修等の職員管理に関わる経費などで、一般人件費と一般管理費合わせまして20億9,759万2,000円の計上となっております。

132ページ、同款2項1目消防管理費は2億4,208万7,000円の計上で、諏訪消防署はしご車のオーバーホールを行うため、需用費の修繕料が増となっております。

134、135ページをお願いいたします。1款2項2目消防施設費は2億4,115万6,000円の計上で、各署施設工事が重なるため工事請負費の施設整備工事が増となり、消防指令システムの部分更新の終了により委託料の各種業務委託料が減となります。

136ページ、2款公債費は総額で1億2,203万7,000円の計上で、1項消防本部公債費で、主に令和5年度実施の感染防止対策施設改修工事の元金支払開始、消防指令システムの部分更新の利子支払開始による増となっております。

138ページからの給与費明細書、147ページの地方債の現在高の見込みに関する調書についての説明は省略をさせていただきます。

148、149ページは関係市町村負担金内訳でございますので、御覧いただきたいと思います。説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

**矢島正恒議長** これより、同意第1号 諏訪広域連合監査委員の選任について、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**矢島正恒議長** これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。同意第1号は委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**矢島正恒議長** 御異議なしと認めます。よって、同意第1号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、同意第1号について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**矢島正恒議長** これをもって討論を終結いたします。

これより、同意第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**矢島正恒議長** 御異議なしと認めます。よって、同意第1号は原案のとおり同意されました。

次に、承認第1号から承認第5号の5件について、順次質疑を行います。

初めに、承認第1号 専決処分の承認を求めるについて（和解及び損害賠償の額を定めるについて）、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**矢島正恒議長** これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。承認第1号は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**矢島正恒議長** 御異議なしと認めます。よって、承認第1号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、承認第1号について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**矢島正恒議長** これをもって討論を終結いたします。

これより、承認第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**矢島正恒議長** 御異議なしと認めます。よって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

次に、承認第2号 専決処分の承認を求めるについて（諏訪広域連合の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について）、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**矢島正恒議長** これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。承認第2号は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**矢島正恒議長** 御異議なしと認めます。よって、承認第2号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、承認第2号について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**矢島正恒議長** これをもって討論を終結いたします。

これより、承認第2号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**矢島正恒議長** 御異議なしと認めます。よって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

次に、承認第3号 専決処分の承認を求めるについて（諏訪広域連合一般職の職員の寒冷地手当に関する条例を定めるについて）、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**矢島正恒議長** これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。承認第3号は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**矢島正恒議長** 御異議なしと認めます。よって、承認第3号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、承認第3号について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**矢島正恒議長** これをもって討論を終結いたします。

これより、承認第3号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**矢島正恒議長** 御異議なしと認めます。よって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

次に、承認第4号 専決処分の承認を求めるについて（令和7年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計補正予算（第1号）について）、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**矢島正恒議長** これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。承認第4号は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**矢島正恒議長** 御異議なしと認めます。よって、承認第4号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、承認第4号について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**矢島正恒議長** これをもって討論を終結いたします。

これより、承認第4号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**矢島正恒議長** 御異議なしと認めます。よって、承認第4号は原案のとおり承認されました。

次に、承認第5号 専決処分の承認を求めるについて（令和7年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計補正予算（第2号）について）、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**矢島正恒議長** これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。承認第5号は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**矢島正恒議長** 御異議なしと認めます。よって、承認第5号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、承認第5号について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**矢島正恒議長** これをもって討論を終結いたします。

これより、承認第5号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**矢島正恒議長** 御異議なしと認めます。よって、承認第5号は原案のとおり承認されました。

次に、議案第1号から議案第11号までの件について、順次質疑を行います。

初めに、議案第1号 諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮福祉基金条例を廃止するについて、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**矢島正恒議長** これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第2号 諏訪広域連合介護保険条例の一部改正について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**矢島正恒議長** これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第3号 諏訪広域連合火災予防条例の一部改正について、質疑はありませんか。望月克治議員。

**17番望月克治議員** サウナについて、まきまたは電気を熱源とするものというふうに限っているんですけども、ガスの熱源というものは考えられないのでしょうか。

**矢島正恒議長** 消防長。

**上原昭司消防長** 今回の改正は、まき及び電気のみです。以上です。

**矢島正恒議長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**矢島正恒議長** これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第4号 令和7年度諏訪広域連合一般会計補正予算（第2号）について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**矢島正恒議長** これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第5号 令和7年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**矢島正恒議長** これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第6号 令和7年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計補正予算（第3号）について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**矢島正恒議長** これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第7号 令和8年度諏訪広域連合一般会計予算（案）について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**矢島正恒議長** これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第8号 令和8年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計予算（案）について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**矢島正恒議長** これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第9号 令和8年度諏訪広域連合介護保険特別会計予算（案）について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**矢島正恒議長** これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第10号 令和8年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計予算（案）について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**矢島正恒議長** これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第11号 令和8年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計予算（案）について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**矢島正恒議長** これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております各議案の付託委員会を申し上げます。

総務消防委員会に、議案第3号、議案第6号、議案第7号のうち所管部分、議案第10号及び議案第11号を。

福祉環境委員会に、議案第1号、議案第2号、議案第4号、議案第5号、議案第7号のうち所管部分、議案第8号及び議案第9号を、それぞれ付託いたします。

---

**矢島正恒議長** 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

---

**矢島正恒議長** 本日は、これをもって散会いたします。御苦労さまでした。

---

散 会 午後 2時57分

## 令和8年第1回諏訪広域連合議会定例会議事日程（第2号）

令和8年3月24日（火）

午前 9時30分 開議

### ○議事日程

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第 1 号 諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮福祉基金条例を廃止するについて
- 日程第 3 議案第 2 号 諏訪広域連合介護保険条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第 3 号 諏訪広域連合火災予防条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第 4 号 令和7年度諏訪広域連合一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 6 議案第 5 号 令和7年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 7 議案第 6 号 令和7年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 8 議案第 7 号 令和8年度諏訪広域連合一般会計予算（案）
- 日程第 9 議案第 8 号 令和8年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計予算（案）
- 日程第10 議案第 9 号 令和8年度諏訪広域連合介護保険特別会計予算（案）
- 日程第11 議案第10号 令和8年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計予算（案）
- 日程第12 議案第11号 令和8年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計予算（案）

~~~~~

本日の会議に付した事件

- | 日程第 1 一般質問 | ページ | ページ |
|---------------|-----|-------------------|
| 1 番 早 出 すみ子 … | 2 9 | 2 番 松 井 節 夫 … 3 3 |
| 3 番 望 月 克 治 … | 3 7 | 4 番 秋 山 良 治 … 4 3 |
| 5 番 東 城 源 … | 4 7 | |

日程第 2～日程第12

議案第1号から議案第11号まで11件一括議題

議案第3号、議案第6号、議案第7号のうち所管部分、議案第10号及び議案第11号 総務消防委員長報告

議案第1号、議案第2号、議案第4号、議案第5号、議案第7号のうち所管部分、議案第8号及び議案第9号 福祉環境委員長報告

議案第1号から議案第11号まで11件各質疑、討論、採決

閉 会

~~~~~

### ○出席議員（22名）

|      |         |      |         |
|------|---------|------|---------|
| 1 番  | 宮 坂 早 苗 | 2 番  | 平 出 敏 廣 |
| 3 番  | 吉 田 浩   | 4 番  | 秋 山 良 治 |
| 5 番  | 山 崎 仁   | 6 番  | 今 井 浩 一 |
| 7 番  | 早 出 すみ子 | 8 番  | 山 口 肇   |
| 9 番  | 小 倉 裕 子 | 10 番 | 吉 澤 美樹郎 |
| 11 番 | 牛 山 実 弦 | 12 番 | 横 山 真   |
| 13 番 | 牛 山 正   | 14 番 | 井 上 登   |
| 15 番 | 両 角 直 樹 | 16 番 | 東 城 源   |
| 17 番 | 望 月 克 治 | 18 番 | 両 角 実 晃 |
| 19 番 | 矢 島 正 恒 | 20 番 | 中 山 透   |
| 21 番 | 野 沢 弘 子 | 22 番 | 松 井 節 夫 |

○欠席議員 (なし)

~~~~~

○説明のため出席した者の職氏名

広 域 連 合 長	金 子 ゆかり	副 広 域 連 合 長	早 出 一 真
副 広 域 連 合 長	今 井 敦	副 広 域 連 合 長	宮 坂 徹
副 広 域 連 合 長	渡 辺 葉	副 広 域 連 合 長	牛 山 貴 広
事 務 局 長	小 平 茂 徳	企 画 総 務 課 長	山 田 勝由紀
情 報 政 策 課 長	小 平 庄太郎	介 護 保 険 課 長	丸 茂 優 子
八ヶ岳 寮 寮 長	宮 武 恵美子	消 防 長	上 原 昭 司
消防次長兼総務課長	増 澤 亘 司		

~~~~~

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

|       |         |           |         |
|-------|---------|-----------|---------|
| 書 記 長 | 松 木 史 江 | 企画総務課総務係長 | 宮 下 賢 仁 |
| 書 記   | 高 見 俊 輔 |           |         |

~~~~~

令和8年3月24日（火）

第1回諏訪広域連合議会定例会

会 議 録 （ 2 - 2 ）

開議 午前 9時30分

閉会 午前11時47分

（傍聴者 1名）

開 議 午前 9時30分

矢島正恒議長 おはようございます。これより本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、報告をいたします。ただいまの出席議員数は22人です。

○日程第 1

一般質問

矢島正恒議長 日程第1 これより一般質問を行います。

順次質問を許します。

早出すみ子議員の質問を許します。早出すみ子議員。

7番早出すみ子議員 おはようございます。議席番号7番、早出すみ子です。通告順に質問をさせていただきます。

訪問介護事業について。訪問介護診療報酬引下げから、全国では訪問介護事業所がなくなる自治体が昨年末で116あり、事業所が一つしかない自治体が279です。訪問介護空白地域拡大に歯止めがかかっていません。

最初に、訪問介護事業所の6市町村のそれぞれの現状をお聞きいたします。

以降は質問席からお聞きいたします。

矢島正恒議長 広域連合長。

金子ゆかり広域連合長 おはようございます。それでは、早出すみ子議員の質問にお答えしてまいります。諏訪圏域内の訪問介護事業所の数につきましては、令和8年3月1日現在で岡谷市が13、諏訪市が10、茅野市が16、下諏訪町が6、富士見町が5、原村が1となっております。

令和7年度中の動きを申し上げますと、令和8年3月1日現在で廃止した事業所は4事業所で、岡谷市の事業所が2、諏訪市の事業所が1、茅野市が1でございます。また、休止した事業所は諏訪市に1事業所ございます。一方で、事業を新規開始または再開した事業所が5事業所あり、岡谷市が2、茅野市が2、富士見町が1となっております。これらを合計しますと、令和7年度におい

ては、諏訪圏域内の訪問介護事業所数に増減はございませんでした。

保険者といましては、事業所数の増減はもとより、必要なサービスの安定的な供給についても同時に考慮し、保険を運営する必要があります。諏訪圏域のように、山岳地域を含む地理的な特性を持つエリアの訪問系サービスは、利用者宅への移動時間や距離の影響を受けやすく、都市部に比べて効率的な運営が難しい面があります。人材確保の困難さに加え、移動コストや採算性の課題を抱えやすいサービスであることも認識しておりますので、圏域内の事業所の休止や廃止、事業承継、そしてサービスの再編等の動きには引き続き注意を払い、事業所との連携をさらに深め、課題の共有等を図ってまいりたいと考えております。

さらに、訪問系のサービスについて供給面での現状を補足いたしますと、訪問介護以外に訪問リハビリテーション、訪問看護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護などのサービスがあり、こちらの事業所も徐々に数が増えております。こうした状況を総合的に見ますと、諏訪圏域内の訪問系のサービスについては、事業者の入れ替わり等はあるものの、今のところ需要と供給が安定した状況であると認識しております。

矢島正恒議長 早出すみ子議員。

7番早出すみ子議員 6市町村では、事業所数は維持できていると確認をしました。しかし、訪問介護サービスのみの事業所は少ない現状です。岡谷市内の事業所に聞き取りをしました。デイサービスや有料老人ホームと合わせてやっと経営している現状があります。社協も同じ状況です。明日は我が身かとの声がありました。

利用者は、事業者が廃止や休止になると、事業所の変更によりサービスの内容や時間、曜日などの希望が入らない場合があります。通院等の乗降介助がなくなった利用者がいます。事業所が遠距離になると利用料の負担が増えます。介護サービスが安心して利用できるように、事業所が廃止・休止にならないように広域連合としての支援を要望いたします。

次の質問になります。訪問介護サービスの利用者の推移と利用サービス内容をお聞きいたします。

矢島正恒議長 介護保険課長。

丸茂優子介護保険課長 諏訪圏域の令和8年2月末現在の要介護認定者数は1万1,532人で、介護度別の人数は要支援1が1,472人、要支援2が1,560人、要介護1が2,980人、要介護2が1,862人、要介護3が1,483人、要介護4が1,326人、要介護5が849人となっております。

また、訪問介護サービスの利用者数は、令和6年度の延べ人数で1万5,996人であり、ここ3年間の一月当たりの平均利用者数の推移を見ますと、令和4年度が1,309人、令和5年度が1,329人、令和6年度が1,333人とほぼ横ばいでございます。

次に、サービスの利用内容について申し上げますと、食事・排せつ・入浴・通院介助などを行う身体介護、それから調理・洗濯・掃除・買物などを行う生活援助、そして通院等乗降介助の大きく分けて三つの内容となり、近年はこれらを組み合わせた利用が増えております。

地域の様子を見ますと、独居高齢者や高齢者のみ世帯が増加していることもあり、デイサービス

の送り出しの準備、認知症高齢者の見守り、退院直後の在宅生活支援など、訪問介護を必要とする場面や求められる役割は一層多様化しております。

矢島正恒議長 早出すみ子議員。

7 番早出すみ子議員 令和 6 年度までのサービス利用者は横ばいと確認しました。しかし、令和 7 年度は団塊世代が後期高齢者になり、今後、介護認定者が増えると予想されます。身体介護でも要支援と要介護では報酬が違うので、事業所は収入面から要支援を断っているとお聞きました。新規希望は要支援者が多いとのこと。要支援の方は、生活支援がないと介護度が重くなると危惧します。認知症進行やビジネスケアラーの介護離職にもつながります。

次の質問になります。介護職の処遇改善の現状をお聞きいたします。

矢島正恒議長 介護保険課長。

丸茂優子介護保険課長 介護職員の処遇改善につきましては、国において処遇改善加算、特定処遇改善加算、ベースアップ等支援加算などが講じられ、令和 6 年度から一本化が進められました。事業所における加算の取得率は、令和 8 年 3 月現在で 88.0%と高い水準ではありますが、なお、残りの 12%の事業所に対しましても取得しない理由などを個別的にヒアリングし、課題に応じた説明や相談対応を丁寧に行っているところであります。

このような賃金改善を進める枠組みが整備された一方で、日々の事業所とのやり取りの中からは、現場の実感として十分な改善が進んでいるとは言い難いということや、人材の確保・定着にはなお大きな課題があるということも感じております。

こうした課題に対して、保険者として取り組んでいることの 하나가介護フェスタであります。介護フェスタは、人材確保・定着の観点から介護の仕事の魅力を発信するイベントであり、子供や学生などにも介護の仕事を身近に感じてもらえるよう、体験型のブースを設けたり、介護サービスや就職にまつわる相談コーナーを設けるなど、地域の皆様の理解の促進と就業促進につながるよう工夫を凝らして取り組んでおります。

令和 7 年度で 4 回目の開催となりましたが、来場者も参加事業者も年々増加しており、特に参加事業所の職員同士の横のつながりや連帯感が深まる効果があるということも感じております。令和 8 年度も予算の議決がいただければ 10 月 24 日に開催を予定しておりますので、大勢の御来場をお待ちしております。

また、介護人材の養成を担う養成校の動向ですが、将来の人材供給に直結する重要な課題でもありますので、県や関係機関と情報共有を行いながら実情把握に努めてまいります。

そして、事業所における外国人介護人材の採用につきましては、人材確保の一つの選択肢としての可能性は感じておるところですが、実際の受入れや定着に関しては、職場内の育成だけでなく言語面、住環境、生活支援など多面的かつ継続的な支援が必要であることから、簡単ではないと認識しております。広域連合といたしましては、事業所や県などの関係機関と連携し、情報収集に努めてまいります。

また令和 8 年度は、第 10 期介護保険事業計画の策定に向けて、介護事業者を対象としたアンケ

ート調査を実施いたしますので、処遇改善等の実態に加え、介護人材の受入状況も含めた人材確保、定着、教育体制等について、事業所の状況を把握し、今後の施策検討に生かしてまいりたいと考えております。

矢島正恒議長 早出すみ子議員。

7番早出すみ子議員 残り12%の事業所への支援強化をお願いいたします。

介護職は、2024年では他の産業と比べて月約7万円低い現状でした。介護という仕事が社会的に評価されず、特に訪問介護は家事の延長と見られていました。職業として選択する人が少なく、人材不足は解決していません。

令和8年度の臨時介護報酬期中改定では、2026年度6月から月額1万円から1.9万円程度の賃上げが目指されています。ヘルパーに届くでしょうか。ヘルパーをするきっかけを聞くと、育児の隙間時間とか身内に介護者がいたとお聞きし、やりがいのある仕事で、20年、30年と続いています。

ヘルパー不足で新規の利用者は断っています。土日は排せつ介助さえ十分にできていません。必要な介護が受けられていない現状です。介護フェスタで事業所の交流ができ、日常的に情報共有して働く環境改善につながればと思います。介護職が職業の選択肢になるように、さらなる事業所の環境改善やアピールをお願いいたします。

次に、広域連合としての対策と方向性をお聞きいたします。

矢島正恒議長 介護保険課長。

丸茂優子介護保険課長 訪問介護事業所の存続とサービスの安定的な供給は、地域包括ケアの根幹であると同時に、利用者の生活継続や家族の介護負担の増加、施設入所需要の増大にもつながりかねない重要な課題であると受け止めております。

燃料費の高騰や移動に要する人件費の増加などにより、訪問介護事業所が厳しい状況に置かれていることは十分承知しているところでありますが、このような課題に対して、国は令和7年度に介護事業所等に対するサービス継続支援事業を創設し、訪問回数に応じて、1事業所当たり20万円から50万円の支給が行われる仕組みができております。

長野県においても、訪問介護等サービス提供体制確保支援事業補助金により、人材確保や同行支援などに対する支援を実施しております。

広域連合といたしましては、こうした国や県の支援がきちんと現場に届くよう、周知や申請支援に取り組んでまいりたいと考えております。あわせて、事業所にはICTの導入による事業効率化や生産性の向上に係る取組を促すとともに、地域におきましては、市町村や地域包括支援センターを中心に、訪問介護サービス以外の事業所や居宅介護支援事業所などとの連携体制を整えていく必要があると考えておりますので、今後も構成市町村と連携し、保険者として可能な支援に取り組んでまいります。

矢島正恒議長 早出すみ子議員。

7番早出すみ子議員 国・県の支援をしっかりと活用できるように、事業所への支援の取組をよろし

くお願いいたします。

支援策が出されたのは、訪問介護報酬が引き下げられ、事業所の倒産が続き在宅ケアが崩壊寸前になり、現場からの声、利用者の声、自治体からの声が国・県に届いた結果です。

再質問になります。第10期介護保険事業計画の論点である利用料2割負担の対象拡大、要介護1、2の生活援助等の保険給付の在り方、ケアプランの有料化について、保険者のお考えをお聞きいたします。

矢島正恒議長 介護保険課長。

丸茂優子介護保険課長 国の第10期介護保険事業計画の論点につきましては、保険料や公費負担の抑制という観点だけでなく、利用控えの発生、在宅生活への影響、家族負担の増加といった点にも十分に考慮する必要があると考えております。

特に、訪問介護の生活援助やケアマネジメントは在宅生活を支える基盤であり、見直しによっては利用者の重度化の進行や介護離職、施設需要の増大につながる懸念があると考えておりますので、保険者としてしましては慎重な検討が進むということを望んでおります。

今月3月12日に、厚生労働省のホームページに全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議の資料がアップされました。国の第10期介護保険事業計画の策定に向けた基本指針が示されたわけですが、ただし、議員御指摘の三つの論点につきましては依然継続検討とされ、結論が出るのは令和8年度中とされております。

諏訪広域におきましても、4月から第10期介護保険事業計画の策定に向けて動き出しますので、引き続きこうした国の議論の動向を注視しつつ、事業計画の策定を進めてまいります。

矢島正恒議長 早出すみ子議員。

7番早出すみ子議員 国の基本指針、見直し案が確定していない現状です。昨日の信毎に「介護殺人・虐待死486人」の報道がありました。死亡原因は、親族らによる殺人や心中未遂、放置・放棄、虐待死です。訪問介護など、介護保険サービスを利用していない家庭が54%ありました。6割強が1人で世話をしており、殺人に至った原因は介護疲れ・孤立です。家庭内介護をめぐる環境は過酷さを増しています。支援強化が急務です。

これから行う介護事業者を対象にしたアンケート調査とともに、全ての認定介護者、サービス利用者の生活実態を把握し、最後まで安心して暮らせるように国の制度を議論していただいて、第10期介護保険事業計画の策定をよろしくお願いいたします。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

矢島正恒議長 松井節夫議員の質問を許します。松井節夫議員。

22番松井節夫議員 質問番号2番、議席番号22番、松井節夫です。よろしくお願いいたします。

最近、林野火災が全国的に多発しています。乾燥していることで大規模火災になる傾向です。諏訪地方でも林野火災が発生しております。林野火災の場合、山林で車道がない、水源がないなど、消火の対応が困難な状況になると思います。消防署員や団員の御苦労は大変なものと察するところですが、最近の諏訪圏内での林野火災の発生状況をお知らせください。

この後は質問席から行います。

矢島正恒議長 消防長。

上原昭司消防長 昨年中は、2月に岩手県大船渡市で発生した大規模な林野火災をはじめ、3月には岡山県岡山市、愛媛県今治市でも大規模な林野火災が発生し、また、本年においても、1月に山梨県上野原市において発生した大規模な林野火災は、隣接の大月市まで延焼が拡大し、鎮火までに35日間を要するという林野火災の特性、怖さを改めて認識させられる事案でございました。

さて、当消防本部の管内においてでございますが、平成27年に約45ヘクタールの山林を焼損させた岡谷市川岸の林野火災をはじめ、消防一元化以降、これまで11年の間に18件の林野火災が発生してございます。中でも、令和5年5月に発生しました霧ヶ峰・車山大規模林野火災については、焼損面積約166ヘクタールと、一元化以降最大規模の林野火災となりました。

また、18件の林野火災のうち、16件につきましては1月から5月の間に発生しております。これらの状況から、消防本部においても山林パトロールやポスター配布による林野火災予防の広報活動等を行っているところです。

矢島正恒議長 松井節夫議員。

22番松井節夫議員 先ほど答弁にもありました霧ヶ峰の火災、それと本年1月27日に発生した林野火災については、早期収束したと承知しております。大変御苦労されたことと思います。感謝申し上げます。

先ほどの霧ヶ峰の火災ですけれども、この火災と比較した場合に、今までの火災収束までの時間と差がありますけれども、状況や対応に違いはあったのでしょうか。

矢島正恒議長 消防長。

上原昭司消防長 まず、両林野火災の概要を御説明させていただきます。令和5年5月4日に発生した霧ヶ峰・車山大規模林野火災についてでございますが、4日の午後1時41分に覚知をいたしまして、翌5日の午前6時55分に鎮圧、午後0時26分に鎮火に至っており、当消防本部より車両14台、人員136名を投入し、消防団、消防防災航空隊、自衛隊等の関係機関との連携を図りながら消火活動を行った事案となります。焼損面積は約166ヘクタールですが、その大部分が原野であったため、風の影響もあり、下草等が延焼拡大したものです。

本年1月27日に発生しました諏訪市四賀桑原の林野火災についてですが、27日午後4時54分に覚知、同日午後6時40分鎮圧、翌28日の午前9時3分に鎮火に至っております。速報値ではありますが、約0.24ヘクタールの焼損があり、当消防本部より車両10台、人員33名を投入し、消防団との連携を図りながら消火活動を行っております。本火災においては、これ以上延焼が拡大しない状態である鎮圧までが約1時間40分と、霧ヶ峰・車山の火災に比べ早期収束に至っております。

御質問のありました違いについてでございますが、全ての火災において、その地理的な要因、気象状況等により延焼状況が変わります。霧ヶ峰・車山大規模林野火災においては、水利の整備状況が十分な地域ではなかったことや、原野という要因と当日は南東からの風により延焼が拡大した林

野火災でしたが、諏訪市四賀の林野火災は、適度に伐採管理された市街地に近い里山が現場であり、付近に消火栓、防火水槽などの水利が整っていたことから、早期にホース延長と放水が開始できたこと、消防団員の参集も早く連携した活動が行えたこと、風による影響も少なかったことなどを要因として考えております。以上です。

矢島正恒議長 松井節夫議員。

2 2 番松井節夫議員 よく分かりました。林野火災は広範囲に延焼が予想されるわけですが、対応できる資機材の配備は十分でしょうか。下諏訪町では全ての分団にチェーンソーが配備されております。また、水利確保という点では、生コン協会との連携でミキサー車を出していただく、そのような協定もできております。林野火災におけるチェーンソーの使用実績、そしてその有効性についてお知らせください。

矢島正恒議長 消防長。

上原昭司消防長 通常、林野火災では道路や水源が限られているため、軽量で携行できる資機材を用いて消火活動を行います。主な資機材として、放水による延焼を抑制する消火用ホース及び背負い式水のうとともに、燃えるものを取り除くことで延焼を抑えるスコップ等がございます。

また、林野火災は、目に見える火炎が消えた後でも、落ち葉や土の下、木の根及び倒木の内部などにくすぶり火が残ります。そのため、温度検知できる有効な特殊機材として、熱画像直視装置により残火処理及び鎮火確認に使用しております。

当消防本部におきましては、林野火災に投入する部隊に応じた必要数を各消防署に配備しております。また、消防団においても、同様に背負い式水のう、スコップ等、機動力が高く山林内部でも有効に活動可能な資機材を保有しております。

林野火災におけるチェーンソーの使用については、これまでの活動において、例えば火から離れた場所で延焼を止める方法として、倒木処理や防火帯作成に使用することは非常に有効な資機材であると認識しています。

林野火災は大規模で活動範囲が広く、時間と人員が必要となり、装備の重要性とともにマンパワーの確保が非常に重要であると認識しております。引き続き、地域防災力の要である消防団との連携強化をはじめ、各機関との連携体制構築に努めてまいりたいと考えております。以上です。

矢島正恒議長 松井節夫議員。

2 2 番松井節夫議員 いろいろな資材を備えており、鎮火したと思っても再度火災が発生しないように、熱感知等そういったようなこともされているということで、私たちとしては安心できる設備がそろっているなと感じるところです。

また、最近では街部でも火災が多発しております。消火活動が頻繁に行われ、本当に大変なことだと思います。いろいろな御苦勞に対して感謝を申し上げるところです。我々も一層、防火意識を持っていかなければいけないかなと思っていますところ。

続いて、介護施設について質問いたします。先ほどの早出議員の質問と大分重複するところがあるかと思いますが、よろしくお願いします。最初に、諏訪圏内の介護施設の数と経営状況を

教えてください。

矢島正恒議長 広域連合長。

金子ゆかり広域連合長 お答えいたします。初めに、諏訪圏域内の介護施設の数ですが、令和8年3月1日時点では、居宅サービス事業所が244、地域密着型サービス事業所が102、施設サービス事業所が32となっています。令和6年度末と比べますと、10事業所が減少しております。この減少の内容は、事業廃止が12、新規及び再開が7、休止が5となっております。

また、廃止となった主なサービスは、通所介護が5、訪問介護が4であります。一方で新規指定または再開した事業所の数は、訪問介護が5、通所介護が1、居宅介護支援事業所が1となっております。

次に、事業所の経営状況につきましては、令和6年度の法改正により、国は原則全ての介護サービス事業所に対し、財務状況を含めた経営情報を県に報告することを義務づけています。また、あわせて、事業所の財務諸表等が介護サービス情報公表システムを通じて公表される仕組みが構築されております。

全ての法人や事業所についての経営状況を一律に把握することは困難ではありますが、日常業務における事業所からの届出や相談対応などからは、介護事業所の経営環境は総じて厳しい状況にあるということも承知しておりますので、今後はこうした公表システム情報なども確認をしながら、事業所の経営状況の把握に努めてまいりたいと考えております。

次に、介護施設への支援について御説明いたします。広域連合は、保険者として制度改正や加算、補助制度の周知、指定や加算に関する相談対応、集団指導や情報提供による適正運営の支援、施設の整備に関する協議や調整などを行っております。特に加算の届出等に関する相談は、事業所の報酬に直結するため件数も多くなっておりますが、その都度、丁寧な対応に努めております。

次に、新たな支援策について御説明いたします。介護事業所の経営は介護報酬制度を基盤としており、人件費や物価高騰への対応、処遇改善の在り方などは、基本的に国や県の制度による支援が中心となります。

国においては、新たな方針として地域の特性に応じた対応を示しており、大都市部では需要増への対応、一般市等では需要変化に応じた基盤の確保、そして中山間地域や人口減少地域では、柔軟な人員配置やICTの活用と事業所間の連携等によるサービスの維持が求められているところであります。

保険者としてしましては、こうした国の方針を踏まえ、事業所の実態把握に努めるとともに、活用できる国や県の補助制度や支援策を分かりやすく周知し、申請や制度運用に関する相談支援を行うなど、引き続ききめ細やかな対応に努めてまいります。

さらに、次年度に予定をしております諏訪広域連合第10期介護保険事業計画の策定に当たりましては、介護事業者に向けたアンケートを通じて率直な御意見を伺い、現場の状況を的確に把握してまいります。その内容を十分に踏まえ、諏訪圏域の高齢者の安心につながる計画となるよう、丁寧に検討を進めたいと思っております。

矢島正恒議長 松井節夫議員。

2 2 番松井節夫議員 次に質問しようと思っていたことも答弁されてしまいましたので、もう聞くこともあまりないんですけれども、前年度比で4%ぐらいの施設が廃業されているということになるようなんですけれども、これは本当に大変なことだと思います。介護施設の状況なんかを聞く中で、低賃金で介護士の成り手がなく、低賃金なので給料を上げてやりたくても、物価高騰もあり、賃金を上げるだけの余裕もない、こういうようなこともよく聞かれているところです。こういうことで廃業されるといったことがあるのは、本当に残念なことだと思います。

こういう点で、当広域あるいは国や県などの支援がどうしても必要だと思いますけれども、このような点で賃金を上げる、あるいは介護などで移動する場合にガソリン代補助とか、そういうようなことも考えられるわけなんですけれども、そのようなものは具体的に何かありますでしょうか。

矢島正恒議長 介護保険課長。

丸茂優子介護保険課長 全国では、そうした燃料費とか人件費への直接的な補助を行っている自治体もあるようでございますが、諏訪広域連合につきましては、今のところそういった考えはございません。

矢島正恒議長 松井節夫議員。

2 2 番松井節夫議員 諏訪地域は、いろいろ出かけるにも遠いということで車で移動するわけですが、そういった場合にもやはり燃料費に膨大なお金がかかる。こういうようなことで経営を圧迫するということもあると思いますので、ぜひ支援するように検討していただきたいと思います。

第10期介護保険事業計画の検討に向けて、さらなる支援を盛り込んでいただきたいと思います。我々も、いずれそういう介護施設などに世話になるときが来るかと思いますが、安心な老後が過ごせますように、安定した介護ができるように願って質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

矢島正恒議長 望月克治議員の質問を許します。望月克治議員。

1 7 番望月克治議員 日本共産党の望月克治です。一般質問を行います。

救急体制の現状についてお聞きします。2月27日の新聞報道によりますと、がんや老衰などで終末期を迎えた高齢者らが蘇生措置を望まない意思をあらかじめ示していた場合、119番で到着した救急隊がかかりつけ医などの指示で処置を中止できるとの方針を文書化する消防本部が増え、全国では241に上ると伝えています。では、諏訪広域消防ではどのような対応をしているのか、お聞きします。

消防車両については、質問席にてお聞きします。

矢島正恒議長 消防長。

上原昭司消防長 まず、事前指示書、リビング・ウィルについて御説明をさせていただきます。事前指示書とは、その方が重い病気などで意思表示ができなくなった場合に備え、終末期にどのような医療行為を望むか、あるいは望まないかを、事前に文書で家族や医師に伝えておく生前の意思表明書となります。ここで言う医療行為は、延命治療や胃ろう、緩和ケアなど医療全般を指します。

この意思決定及び書面で残す流れをリビング・ウィルといいまして、人生の最終段階における医療行為を自ら選択する権利が保障され、最後まで自分らしく尊厳を保って生きることを目的としております。

また、D N A Rという言葉も存在しますが、意味としては、心肺停止の際に傷病者本人または家族の意思により蘇生措置を行わないことを指しており、事前指示書の一つになります。

次に、当消防本部の対応についてでございます。令和8年2月27日の信濃毎日新聞の記事に全国の消防本部の回答が掲載されておりますが、当消防本部は、心肺停止事例において、家族や関係者から救急隊に心肺蘇生の実施を希望しない旨が提示された場合の対応として、原則として心肺蘇生法を実施する方針と回答しております。

この方針につきましては、諏訪圏域の3医師会や諏訪地域の医療機関医師、広域消防等で構成する諏訪地域メディカルコントロール協議会で協議・検討し、事前に定められた手順書を策定しております。

策定の背景でございますが、救急隊の活動の根拠となる消防法第2条第9項では、「救急業務とは、医療機関に到着するまでに必要となる処置を実施し、搬送すること」と明記されており、これを根拠に平成23年に対応方針を策定し運用しております。

救急現場では、家族や福祉施設職員から事前指示書によりD N A Rを提示される場合と口頭でD N A Rを伝えられる場合があり、対応については心肺蘇生法を実施する旨を理解いただき、医療機関へ搬送しておりますが、電気ショック、気管挿管、点滴、薬剤投与の処置については、御家族の同意が得られない場合は実施しないこととし、人工呼吸及び心臓マッサージを実施し、医療機関へ搬送することとしております。

矢島正恒議長 望月克治議員。

17番望月克治議員 もう検討がされていて、しっかりと体制が整っていて、方針も出ているということで安心をしました。救急隊員の方も、そうしてあると対応がしやすいかと思います。

ちょっと先に進んでいきたいんですけども、今、世の中は高齢化が進んで、それに伴って高齢者の救急搬送も増えているのではないかと考えるんですけども、高齢者の割合のデータのようなものは広域消防ではお持ちですか。

矢島正恒議長 消防長。

上原昭司消防長 当消防本部における救急件数の推移でございますが、令和7年中の救急搬送人員は速報値で1万256名となり、過去最多を記録しております。そのうち、65歳以上の高齢者は7,324名、全体の約71.4%を占めており、全体の搬送人員が増加するとともに、高齢者の搬送人員も増加しております。以上です。

矢島正恒議長 望月克治議員。

17番望月克治議員 すごい多いですね。65歳以上の方が7割を超えている。高齢になれば医療も必要になるし、いろいろな状況もあるんだと思います。

では、もう1点。今は核家族化が進んで、人口は増えていないけれども世帯数が増えているとい

うことがうちの市でもあるんですけれども、搬送者が独り住まい、御家族がいない方からの救急要請というものも増えているのではないかと考えるんですけれども、搬送者の中で独り住まいの方の割合みたいなものは分かりますか。

矢島正恒議長 消防長。

上原昭司消防長 救急搬送者のうち、独り住まいの割合についてでございますが、救急活動記録に記載する項目ではないことから、消防本部では把握してございません。以上です。

矢島正恒議長 望月克治議員。

17番望月克治議員 把握していない。記録する項目がないということは、全くないということなんでしょうね。そうすると、この先そういう家庭が増えてくると、救急隊員の方が伺ったときに、対応が難しい面がいっぱい出てくると思うんです。そういったデータは必要だと思うので、今後はぜひそういう項目も付け加えてチェックをするような形は考えていただけないでしょうか。

矢島正恒議長 消防長。

上原昭司消防長 救急活動記録に記載する項目については、救急業務実施基準に記載されてございます。それ以外にも当然、活動記録に記載しているものもございますので、今後研究してまいりたいと思います。

矢島正恒議長 望月克治議員。

17番望月克治議員 ありがとうございます。なるべくいろいろな情報、データがあったほうが救急隊員の方も出動した現場で対応が早くできるかと思います。いろいろなデータを集めておいたほうがいいと思いますので、ぜひ検討を進めていただきたいと思います。

次に、救急の対応で現場に着かれたときに、御家族がいて、今お答えもいただいたんですけれども、蘇生措置を望まない状況があると。そういうことは、今まで広域消防ではあったんでしょうか。

矢島正恒議長 消防長。

上原昭司消防長 令和7年中に当消防本部で心肺停止の救急出動は275件あり、そのうちDNA Rの意思表示がされた事案は22件ございました。現場では、傷病者と家族の意思が異なる場合や、家族間で意思が異なる場合もございまして、必ず搬送先の医師に相談をする中で対応をしております。以上です。

矢島正恒議長 望月克治議員。

17番望月克治議員 275件中22件というのは、1割にも満たないわけです。でも、22件のところは消防隊員が迷うわけですよ。そういうところで何かいい方法が出ればいいですよ。ただ、そういう状況になったときの対応なんて、家族の皆さんは常に考えていないでしょうから難しいんでしょうけれども、そういったことをなるべく考えてくださいという広報活動も必要かと思いますので、今後検討していただければと思います。

次に、やっぱり高齢者が大勢いるところって、先ほどからのお話にある介護施設だと思うんですけれども、こうした介護施設あるいは八ヶ岳寮なんかも入るかと思いますが、そういう施設からの救急搬送要請というものはあるんでしょうか。

矢島正恒議長 消防長。

上原昭司消防長 令和7年中の当消防本部における介護福祉施設からの救急要請件数については、1,196件ございました。以上です。

矢島正恒議長 望月克治議員。

17番望月克治議員 多いですね。やはり高齢者が多いだけに要請も多いということだと思います。

介護施設で死亡する、亡くなられる方の割合は年々増えていると伝えられていて、2010年は4.8%だったそうですが、2022年には14.9%と10%も増えているということです。日本臨床救急医学会の病院経営者側の委員は、介護施設でのみとりをもっと増やすべきだという要望を出しているとお聞きします。厚生労働省は、介護保険施設が入所者の緊急時の対応をあらかじめ医療機関と申し合わせておくことを促す方針ということですが、諏訪圏域ではそうした動きはあるのでしょうか。

矢島正恒議長 介護保険課長。

丸茂優子介護保険課長 介護施設での終末期ケアと医療機関の連携強化についてお答えをいたします。介護施設における終末期ケアは、平成18年の看取り加算の創設を契機に取組が進められてきております。その後、令和3年度の介護報酬改定では加算の算定要件が緩和されたため、より多くの施設がみとりに取り組むようになっております。このことが施設でお亡くなりになる方の増加につながっていると考えられます。

こうした状況を踏まえて、より質の高い終末期ケアの実現を図るため、令和6年度の介護報酬改定におきましては、介護施設と医療機関との連携体制の構築が義務づけられました。こうした国の方針を受けて、諏訪圏域の施設におきましても、協力医療機関との連携体制の構築にそれぞれの施設ごとに取り組んでいただいております。

矢島正恒議長 望月克治議員。

17番望月克治議員 取り組まれているということで安心しました。医療機関と介護施設は連携が取れていると。その情報が消防に伝わっているかということが最終的には問題だと思うんです。そうした連携を取って消防本部にもそういった情報が行っていれば、先ほどのような現場で消防隊員が迷うとか、家族に聞いたりとかしていろいろな情報を得ることも少なくなって、より患者さんといえますか、その救急要請者の望みに合った対応ができるようになるのではないかと思います。

医療関係との連携は取れているということなので、今後もう一歩進んで、そうした情報を、この広域連合は特に介護保険と消防とを一つの中でやっていますから、情報のやり取りはしやすいと思うので、ぜひその辺を。個人情報の問題があるかもしれないですけどもね、その辺は承諾を得ながら連携を取っていけるとよりいいかなと思います。

八ヶ岳寮を見させていただくと、看護師の部屋があって、薬とかがすごくいっぱい置いてあって、保険証なんかもあって、医療との連携も取れているんですけども、やはり八ヶ岳寮などでもそうした医療との連携、それから消防との情報共有、こういったものはこれから必要になってくると思いますので、ぜひ頭の中に入れていただいて、少しずつでもいいので進めていただきたいと思います。

をしまして、この質問を終わります。

続けて質問をさせていただきます。消防車両や救急車両の仕様の統一についてお聞きします。広域消防では、消防車両や救急車両を統一した同じ形式のものでやらないと職員が異動したときにすぐに対応できないのでということで、同じものをそろえていくということが伝えられていますが、受注生産で特殊車両である消防車や救急車は、価格も非常に高価なものになっています。その仕様が決まっていて、量産的なことができればコストの削減ができるのではという思いがあるんですけども、広域消防と他の消防本部で使っている車両に違う点というものはあるんでしょうか。

矢島正恒議長 消防長。

上原昭司消防長 消防車両や救急車両の仕様や積載品は、国が定める基準に従っており、当消防本部の車両と他の消防本部の車両では、車種やメーカーにより艤装の一部が違うものの、大きく違いはないものと承知しております。

消防車両は、道路幅に応じた車両の大きさや水利状況に応じたホースの積載数など、地域の実情に合わせた設計も重要となり、規格の範囲内で各消防本部の地域特性など実情に合わせた仕様が早期の災害収束につながるものと考えております。

矢島正恒議長 望月克治議員。

17番望月克治議員 大まかなところは大体決まっているけれども、その地域性があるということですね。東京の都市部なんかなら、それこそ四駆なんか要らないので二駆でもいいでしょうけれども、この諏訪圏域のようなところは四駆でないと山間部もあるし、山を登っていくので。

以前、救急車のときにお聞きしたことがあるんですけども、どこかのメーカーの車だと力がなないので、こちらのメーカーの車両を使うようにしていますというお話も伺いました。確かにそういうことはあると思うんですけども、では、全国的には同じものではないということですね。車も自動車メーカーがそれぞれあって、このメーカーの車でこういう形ということになるんでしょうから、ある程度使われている車両のメーカーは決まっているんでしょうか。同様の仕様の車両、メーカーということで使われているんでしょうか。

矢島正恒議長 消防長。

上原昭司消防長 消防車両、救急車両についても、大手の自動車メーカーがシャシーを供給しまして、艤装メーカーが消防車、救急車を作り上げると、そういうような運びになっております。

矢島正恒議長 望月克治議員。

17番望月克治議員 消防車、ポンプ車、救急車を製造するところは、今言われたように大手メーカーの元の車両があるわけですね。社名は出しませんが、大手メーカーの車両があって、それを艤装メーカー、要は改造する会社があって造るということなんですが、改造する会社というのは全国に数多くあるものなんですか。

矢島正恒議長 消防長。

上原昭司消防長 先ほど申し上げました救急車、消防車につきましては、大手自動車メーカーがシャシーを提供して、さらに消防車両を専門に製造する艤装メーカーでございますけれども、例えば

東京都八王子市、または千葉県山武市などに存在しており、ボディーや装備の製造をしております。救急車につきましても、同様に大手自動車メーカーがシャシーを提供し、専門メーカーが救急装備を取り付ける形で製造されています。

消防車両、救急車両の製造においては、国の基準や規格に適合することが求められておりますので、各メーカーは安全性や機能性を確保しつつ、地域の特性に応じた車両を開発、製造しております。以上です。

矢島正恒議長 望月克治議員。

17番望月克治議員 今のお答えだと、消防車は八王子と千葉に限られちゃうような感じなんですが、私は実は八王子市生まれなので、私が中学校に通う途中にそういう改造をする会社があって、会社の前を通るとよく消防車なんかを造っているものがあつたりしていたんです。そうすると、本当に中心部の八王子、千葉というところに全国から発注をしているということになると、割と統一性を持って造るということが出来るかと思うんですけども、基本的な構造や構成、先ほどからも何度かお答えいただいているようですが、その最低限というんですか、基礎的なところ、そういったところは、消防庁から何らかの指針、こういった形はとにかく造りなさいというような、そういったものは出されているんですか。

矢島正恒議長 消防長。

上原昭司消防長 恐れ入ります。まずもって先ほど機装メーカーは八王子市、山武市と申し上げましたけれども、そのほかにも全国にございまして、石川県の金沢市にもございますし、大きなはしご車みたいなものは兵庫県にもございますので、全国にございます。

御質問の消防庁からの指針ということでございますけれども、消防車両や救急車両の設計・製造に関する基準を総務省消防庁が定めておりまして、これに基づいて各自治体が適切な車両を整備し、統一された安全性や機能性を確保してございます。

具体的には、消防車両については、「消防車両の技術基準」に基づき、消火活動に必要な装備や性能が規定されておりますが、例えばポンプの能力や水槽の容量、消火器具の搭載基準などが明確に示されておりまして、これにより現場での迅速かつ効果的な消火活動が可能となっております。

また、消防車両は地域の特性や災害リスクに応じた仕様が求められますので、各自治体はその地域に最適な車両を選定することが重要になります。

救急車両につきましても、「救急車両の技術基準」が設けられておりまして、傷病者の搬送に必要な医療機器や設備の搭載基準が定められています。これにより救急医療の質を確保し、迅速な対応が可能となるよう配慮されております。

さらに、総務省消防庁は定期的にこれらの基準を見直し、最新の技術や医療の進展に対応した改定を行うことで消防車両や救急車両が常に高い性能を維持して、地域住民の安全・安心を確保するための重要な役割を果たすということになってございます。以上です。

矢島正恒議長 望月克治議員。

17番望月克治議員 ありがとうございます。いろいろ決まりというか基準的なものはあるという

ことですね。私が思っていたのは、乗用車なんかでもあるように、パッケージAとかBとか、そういった形でもう二駆ならこれ、四駆ならこれという形で、ある程度規格化してしまえば製造の経費もある程度抑えられるので、もう少し効率的に。どちらにしろ改造するので高くなるんですけども、もう少しお手頃感のある消防車両や救急車両、そうしたものができるのではないかというそうした発想でお聞きしたんですけども、ある程度はできるけれども、今の話だと地域性があってということで難しい面が多いのかな。ちょっと私の考えが甘かったのかもしれません。

それでも、ある程度、もう少し消防庁できっぱりとしたこうしたものということがあれば、少しでも安価にといいますか、より価格を抑えられるのではないかと思うので、そうしたことも検討してまたいろいろ相談をさせていただいて、お知恵をお借りできればと思います。

以上で質問を終わります。

矢島正恒議長 秋山良治議員の質問を許します。秋山良治議員。

4番秋山良治議員 議席番号4番、秋山良治です。通告に従い、一般質問を始めたいと思います。

諏訪広域消防本部の救急出動について伺っていきます。諏訪広域消防における救急出動件数の推移ですけれども、まず現状認識の共有として伺っていきます。新聞報道などで、全国的にも救急出動件数が増加したとの報道がございます。諏訪広域消防広域一元化以降の救急出動件数と、その内訳や構成比の変化について伺っていきます。

壇上からの質問は以上となります。

矢島正恒議長 消防長。

上原昭司消防長 広域消防体制一元化をした平成27年中の救急出動件数は8,231件で、種別ごとの件数と構成比は、急病5,187件63%、交通事故は665件8%、一般負傷1,440件17%、その他939件11%でございます。

令和6年中の救急出動件数は、初めて1万件を超えて1万610件。種別ごとの件数と構成比は、急病7,285件68%、交通事故は527件5%、一般負傷1,817件17%、その他981件で9%でございます。

令和7年中の救急出動件数は、速報値となりますが1万771件。種別件数と構成比は、急病7,422件69%、交通事故は590件5%、一般負傷1,831件17%、その他928件9%です。

また、諏訪地域の人口と救急出動件数について一元化当時と比較しますと、平成27年の人口は19万8,777人、令和6年は18万8,199人となり、10年間で1万578人減少しておりますが、救急出動件数は2,379件22%増加してございます。以上です。

矢島正恒議長 秋山良治議員。

4番秋山良治議員 ただいまの答弁で、救急出動が増加しているということが確認できました。そして先番議員の質問、答弁で一定の理解をしたところはあるんですけども、私のほうからも救急出動の増加の要因というものをもう一度伺っていきたいと思っています。

やはり、高齢化の進展ということで一つお聞きしています。そして、記録にはないということで

すけれども、独居世帯というものも実際には増加をしているのかなと思っています。そして、軽症による救急要請、熱中症搬送、観光客や登山者による事故など、地域特性などの要因も様々あるかと推察いたしますけれども、出動件数増加の要因というものをどのように捉えて分析しているのか、改めてお伺いしたいと思います。

矢島正恒議長 消防長。

上原昭司消防長 救急出動の増加は全国的に多くの地域で深刻な課題となっており、増加の要因については幾つか要素が考えられます。

まず一つに、高齢化の進行が挙げられます。高齢者は慢性疾患や急性の疾患が多く、救急医療を必要とするケースが増加しております。総務省の統計によりますと、65歳以上の高齢者の人口は年々増加しており、これに伴い救急出動も増加傾向にあることが示されております。

二つ目は、軽症者による救急要請の増加が考えられます。「とりあえず救急車」の傾向があり、夜間や休日に受診できる医療機関が分からない、タクシー代わりの利用、また、すぐに診てもらえるという期待などによる救急要請が見受けられます。

三つ目は、社会的要因が考えられます。核家族化や地域コミュニティの希薄化、相談できる人が近くにいない等、特に高齢者による救急車への依存傾向が見受けられます。

四つ目としまして、気候・災害の要因が考えられ、気候変動による熱中症等の増加も見受けられます。

以上のように救急件数の増加には、高齢化、軽症者による救急要請の増加、社会的要因、気候・災害要因などの複数の要因があると考えております。当消防本部においても、これらの要因を踏まえた上で、救急医療の適正利用に向けた啓発活動に努めてまいりたいと考えております。

矢島正恒議長 秋山良治議員。

4番秋山良治議員 改めて今内容をお聞きして、本当に様々な要因が重なり合っているんだということが理解できました。そしてまた、ここに対してしっかりと対応していただいているということも感じるところであります。

次に、現場の影響についてお伺いしていきます。やはり今のように様々な要因がございますので、救急件数が増加する中で、消防職員の出動回数の増加であったり、勤務実態などに変化があるのかなと思います。その中で疲労の蓄積など、そういったところから安全管理の観点なども含めて、今現在の課題であったり今後の課題、そういったところの認識についてお伺いしたいと思います。

矢島正恒議長 消防長。

上原昭司消防長 近年、高齢化の進展や救急需要の多様化等により救急件数は増加傾向にあることから、消防職員の勤務実態は厳しさを増しております。出動の頻発に伴う長時間勤務や十分な休息確保の困難さ、精神的・身体的負担の増大は重要な課題であると認識しております。

また、出動の重複や逼迫により、現場活動の安全確保や市民サービスの維持に影響を及ぼす懸念もございます。特に、救急活動中の二次災害防止や感染対策など、安全面の確保は極めて重要であります。

当消防本部としましては、勤務体制の適正化、職員の増員や応援体制の強化、併せて心身のケア体制の充実に取り組み、職員の負担軽減と安全に努めてまいりたいと思います。

矢島正恒議長 秋山良治議員。

4 番秋山良治議員 やはり、現場に負担がかかっているということが確認できました。そこで、救急体制についてお伺いしていきたいと思います。

繰り返しになりますが、救急件数が増加していますので、現在の職員配置、そして救急車両の配備状況、署所配置、増加する緊急出動に対しての適正な体制が今現在十分であるのか、そういった認識のところをお伺いしたいと思います。

矢島正恒議長 消防長。

上原昭司消防長 救急件数が増加する中、当消防本部における職員配置、車両配置の適正につきましては、国が示す消防力の整備指針や地域の人口動態、それから出動実績等を踏まえ、適切な体制の確保に努めております。

現在、6 署 2 分署に救急車は 1 2 台、非常用救急車の 1 台を加えて計 1 3 台を保有しております。通常は 1 2 台で諏訪広域管内の救急活動に対応しておりますが、一元化以降、1 3 台全ての救急車が出動したことはございません。

また、職員配置、署所配置につきましては、地域の特性や人口、災害リスクなどを考慮し配置することが重要だと認識しております。

消防署所は、地域の安全・安心を守るための重要なインフラであり、迅速な救急活動を実現するためには適切な配置が不可欠でございます。諏訪広域管内は全市町村に署所があり、諏訪圏域の全てをカバーしておりますので、今後も国が示す消防力の指針を踏まえ、限られた人員と医療資源で最大の効果を発揮するよう努めてまいりたいと考えております。以上です。

矢島正恒議長 秋山良治議員。

4 番秋山良治議員 しっかり全体のところを考えながらバランスよく配置されているのかなと感じるところであります。そこで、令和 8 年度の消防職員の採用の状況、現在の状況を分かる範囲でお伺いできればと思います。

矢島正恒議長 消防長。

上原昭司消防長 令和 8 年度消防職員採用試験の状況でございますが、採用予定人数 3 名程度に対し応募者は 1 3 名、合格者は 5 名でございます。倍率にして 2.6 倍となっております。以上です。

矢島正恒議長 秋山良治議員。

4 番秋山良治議員 ありがとうございます。いろいろところで応募がなかったりというところで、たくさん応募があるということで少し安心いたしました。しっかりと人員を配備していただき、限られた人員の中で本当にやっていただきたいなと思っています。

次に、救急車の適正利用のところについてお伺いしていきます。本広域圏においての軽症搬送や不搬送事案の割合の把握等、適正利用に関する課題をどのように認識しているのか。緊急性の低い救急要請の増加が、本来対応すべき重篤事案への出動遅延リスクにつながる可能性があると考えて

おりますが、実際にそのような影響というものは生じているのか。この出動遅延リスクについての現状や認識というものを伺いたいと思います。

矢島正恒議長 消防長。

上原昭司消防長 緊急性の低い事案による出動が増加傾向にあることから、本来対応すべき重篤事案への対応が遅延するリスクが生じることは、非常に重要な課題であると認識しております。限りある救急資源を適正に活用するために、救急車の適正利用を広く住民に周知することが必要だと考え、救急車が必要か迷った場合は、救急安心センター「＃７１１９」や子ども医療電話相談「＃８０００」を利用するなど、救急車の適正利用について広報・啓発を強化し、真に緊急性の高い重篤な事案へ迅速に対応できる環境づくりに努めてまいります。

矢島正恒議長 秋山良治議員。

４番秋山良治議員 やはり、緊急性の低いものに対しては呼ぶほうの意識というのも非常に重要なと思っています。私も、「＃７１１９」は聞いたことはあるんですけども、実際に使ったことがなかったり、やはり周りの人でも使ったことがあるということはあまり聞いたことがないんですけども、こうした周知の方法は、実際どのように周知をしているのか。例えばポスターとかが貼ってあるのかなと思いますけれども、どのように周知をしているのか。また、その周知に対してどのくらいの効果というか反応があるのか。はたまた、もう少しこういう周知をしていきたいんだというものがもしございましたら、伺いたいと思います。

矢島正恒議長 消防長。

上原昭司消防長 周知の方法でございます。やはりポスター配布、それからホームページ、「広報すわこういき」、いわゆる広報誌等々を活用して広報・啓発を行っております。やはり、媒体を使って広報するのが一番だと思っていますが、なかなか周知に難しい部分もあるかと思いますので、今後もさらに研究してまいりたいと思っております。

矢島正恒議長 秋山良治議員。

４番秋山良治議員 周知というものはやはり難しいなということも、いろいろところで実感しているところであります。そして、救急車を呼ぶ方はやはり高齢者が多いということなので、そういったところにしっかり周知をしていくこと。また、施設等も救急車の要請が多いということでしたので、併せてそういったところも必要なかなと思ったのと同時に、やはり適正利用なので、必要な人にはしっかり使っていただくということも大事なので、そこも併せて周知できたらいいのかなと思っています。

最後に、今後の見通しについて伺いたいと思っております。今後も救急車の需要は増加が見込まれるのかな、もしくは高い水準で、同じぐらいになるのかも分かりませんが、やはり持続可能な救急体制というものを維持・構築していくことは非常に重要となっております。今後、より大きく組織を広域化するような体制づくりというものがあるのか、そういったところの考えについて伺いたいと思います。

矢島正恒議長 消防長。

上原昭司消防長 近年、人口減少が進行し、人的・財政的な資源に限られる中で、複雑化・多様化する災害にも適切に対応するため、体制の整備が求められているところでございます。

こうした中、平成29年4月には総務省消防庁から「消防の連携・協力の推進について」が通知され、消防体制の整備・確立に向けて、最も有効なものとして消防の広域化を推進していくことが示されています。また、広域化になお時間を要する地域においても消防力を強化していくため、消防事務の性質に応じて、事務の一部について柔軟に連携・協力を行うことが促されております。

とりわけ消防指令システムにおきましては、更新整備や維持管理費に多額の費用がかかるなど財政負担が課題となっております。松本、諏訪、上伊那地域を管轄する3消防本部は、現行システム機能、更新時期、指令員数等の差異が少ないことから、指令業務の共同運用に向けて令和6年に「高機能消防指令センターの共同運用開始に関わる実施計画」を策定し、検討を進めております。

また、指令業務以外におきましても、三つの地域は隣接し交通網も密接に結びついていること、管轄する地域が比較的類似する条件を持っていることから、連携・協力協議会を設立して課題共有、情報交換を行っております。

今後も将来を見据えた持続可能な消防体制の構築を研究し、消防組織の強化・発展に努めてまいります。以上です。

矢島正恒議長 秋山良治議員。

4番秋山良治議員 ありがとうございます。近年、救急車の出動件数は全国的にも増加し続けており、救急体制の逼迫は大きな社会問題として広く認識されているところだと思います。高齢化の進展や独居世帯の増加に加え、軽症での救急要請なども背景にあり、本当に必要な人に迅速に救急が届くのかという不安の声も聞かれるようになっており、こうした状況の中で、救急は、いつでも来てくれるものから、限られた資源をどう守り生かしていくかという段階に入っていると感じております。だからこそ、行政としての体制整備はもとより、住民一人一人の適正利用への理解と協力が不可欠であると考えています。救急は住民の命を守る最後のとりでであり、その機能を将来にわたって維持していくことは私たちの責任であります。

本日の質問が現状の課題を共有し、持続可能な救急体制の構築に向けた一歩となることを期待しまして、質問を終わりにします。ありがとうございました。

矢島正恒議長 東城源議員の質問を許します。東城源議員。

16番東城源議員 議席番号16番、東城源です。今回、諏訪広域連合議会での一般質問の機会をいただきました。構成市町村の議員定数よりかなり多い22人の議員のうちの5名のみという非常に狭き門でしたので安堵しております。これも、先月、広域連合議会の行政視察の際に立ち寄った浅草寺で、本当に一心にお参りをした御利益かなと、こんなふうに感じております。

27年前の平成11年4月、諏訪広域行政組合の設置とともに諏訪地域の四つの消防本部が一つとなり、諏訪広域消防本部が発足しました。その運用方法ですが、本部費は6市町村で負担するものの各消防署費はそれぞれの市町村が賄い、通報、受付また出動範囲も各消防署単位の自賄い方式と呼ばれる方法でした。

平成18年に、消防庁長官による市町村の消防の広域化に関する基本指針を受け、各都道府県で広域化に対する協議が始まりました。長野県は、平成20年に県内の消防広域化推進計画を策定しましたが、県内14消防本部を東北信と中南信の2消防本部に統合するという、県の事務職が机の上で作成したこの計画は、反対意見も多く休止となりました。しかし、この協議を通じて、各消防本部も消防のさらなる広域化の必要性を感じたことと思います。

その後、諏訪広域消防では一元化実施計画を策定し、平成23年より協議に入り、平成27年4月に一元化に移行しました。当時は、より少ない経費で消防力の効果・充実を図り、今以上の消防サービスを住民に提供するという夢のような呪文が何度も何度も繰り返されました。昨年4月で一元化からちょうど10年がたちました。これを機に質問を行います。

諏訪広域消防本部一元化の効果について、一元化の目的は達成できているか確認したいと思います。また、北杜市白州町大武川への出動についても、質問席でお聞きしたいと思います。

矢島正恒議長 消防長。

上原昭司消防長 広域消防体制一元化につきましては、平成23年12月に広域連合、市町村担当部局及び諏訪広域消防で構成する検討組織を立ち上げ、「一元化実施計画」を策定しました。この計画における一元化の目的としましては、消防事務の効果的な推進を図り、複雑多様化する災害や高度化する消防活動に迅速かつ的確に対応するための消防体制の充実化を図ることとしています。

これらの目的が達成できているかについてでございますが、消防事務の効果的な推進を図ることにつきましては、6消防署の庶務、予防、警防、通信の重複要員を消防本部に集約し、専門的、効率的かつ効果的な事務の執行を図っております。

次に、消防体制の充実化につきましては、一元化に併せて整備した「消防指令センター」で、高度なシステムを運用することによる早期の出動指令、各種災害に対して適切な車両選別や部隊の動態を集中管理することによる出動体制の強化、岡谷・諏訪・茅野の3消防署に新たに配置した指揮隊による統一的な指揮下での効果的な部隊運用や、専門部隊として高度な知識・技術・機材を持つ「特別救助隊」の配備により消防体制の充実強化を図っているところです。

こうした施策の実施により、平成27年度の広域消防体制一元化以降、諏訪圏域の住民に対して質の高い消防サービスの提供ができ、一元化の目的は達成されているものと考えております。以上です。

矢島正恒議長 東城源議員。

16番東城源議員 ちょうど10年がたったというところで、行政、役所というところは、10年とか5年とか、そういうところを節目として検証あるいは見直しを行うというようなものを感じております。昨年、それが大がかりに行われたかどうか。

また、消防ではしっかりした、充実した体制が取れている、それは消防目線。住民から見たときにはどうなんだろうか。一元化当初はかなり苦情をいただいております。遠いところから来ているんじゃないかとか、いつまでかかるんだとか、道は分かっているのかと。そういったことに対して、住民目線での対応ができているかどうか。お願いします。

矢島正恒議長 消防長。

上原昭司消防長 広域消防体制の一元化後の検証でございますけれども、平成27年8月に消防本部課長、消防署長及び分署長を委員とする「諏訪広域消防一元化検証委員会」を設立しまして、一元化に関わる課題の抽出とその対応策について、3年間で17回の検証委員会を開催し、出動体制、災害活動、火災調査や予防査察等、複数にわたり検証・検討を重ね、議会への報告もさせていただいたところです。

また、職員数や消防団等の外郭団体事務の取扱い、また、消防施設の維持管理に関する課題については、消防のみでは解決できないということから、構成市町村の担当部局と連携をする中で課題について検討し、対応を図っております。

あわせて、一元化後の問題点、住民から見たらどうかということでございます。このところといいますか、住民からの苦情、クレーム等、遠くから来てどうかというお話は今のところ特に聞いてございません。以上です。

矢島正恒議長 東城源議員。

16番東城源議員 住民は、消防というものは非常にありがたい存在で、来てもらうと、よかった、来てくれてよかったというところが非常にある。最初の頃は、今までとちょっと違うんじゃないかということで苦情が入りましたが、そういったことがなくなったときに、実際に消防側の一元化の成果と住民目線で一元化の効果、そういったものが同じ方向を向いているかどうかについては、何らかの機会ぜひ確認をしていただきたいと思います。

次ですが、現時点で直面している課題があるかどうか。また、長期にわたり解決しなければいけない課題があるかどうか、その対応についてお願いします。

矢島正恒議長 消防長。

上原昭司消防長 現時点での課題につきましては、消防施設や消防車両等の維持、警防業務のさらなる強化、通信指令業務の共同運用や指令システム維持管理などがございます。

まず、消防施設の維持についてでございますけれども、改修や修繕に関わる経費が年々高額となっていることから、諏訪広域連合公共施設等個別施設計画に基づき、計画的に施設の改修を進めております。

また、消防車両の修繕については、長期的な運用を見据え、定期点検やオーバーホールなどの実施により推奨される部品交換等の対応を適切に実施し、車両の突発的な運用停止が起きないように努めております。

次に、警防業務のさらなる強化については、災害の複雑多様化、急速な高齢化の進展と人口減少や社会情勢の変化に対し、あらゆる災害に的確に対応できる人材育成の推進や、発生が危惧されている大規模地震や激甚化する風水害による災害に対応するため、長野県消防相互応援隊や緊急消防援助隊の効果的な要請や受入れを行う受援体制の強化を図ってまいりたいと考えております。

最後に、通信指令業務の共同運用や消防指令システムの維持管理については、松本広域消防局及び上伊那広域消防本部との通信指令業務の共同運用に向けた検討を進める一方で、県内消防本部の

広域化も見据えながら、高額な修繕費、保守費用について中長期的な視点による予算措置を適切に計画していくことや、消防救急デジタル無線システムの効率的な更新についても引き続き研究をしてまいりたいと考えております。以上です。

矢島正恒議長 東城源議員。

16番東城源議員 長野市消防局と須坂市消防本部が2月から消防指令センターの共同運用を始めています。正式な運用は4月ということでした。報道によりますと、共同運用での更新により、長野市で10億5,000万円、須坂市では3億3,000万円の負担が軽減されたということです。県内では、ほかにも飯田広域消防本部、それから木曽広域消防本部での指令センターの共同運用がこの4月から始まるということです。

諏訪広域もそういったことで計画しているということですので、災害に対応していく素早い対応、それから応援体制がしっかり取れるようなことになるかと思いますので、積極的に検討していただきたいと思います。いつ頃から始まるかというような予定については、ここでお答えいただけますか。

矢島正恒議長 消防長。

上原昭司消防長 3消防本部で令和6年4月に策定をいたしました「高機能消防指令センターの共同運用に関わる実施計画」によりまして、令和16年度の共同運用開始を目途として、現在検討しております。以上です。

矢島正恒議長 東城源議員。

16番東城源議員 ありがとうございます。今後の整備計画についてお聞きしようと思いましたが、公共施設の個別施設計画の資料を拝見したり、昨日も詳しく説明をいただきました。一つだけお願いします。

現在、消防本部と各市町村にある消防署6署、それから茅野に2分署あります。この施設の統廃合については何らかのお考えがありますか。

矢島正恒議長 消防長。

上原昭司消防長 諏訪広域消防本部といたしましては、令和3年度に「消防力の適正配置調査委託業務」を行いまして、第三者機関に現在の諏訪広域の消防力をあらゆる角度から検証していただいて、様々な提案もいただいております。今後、将来的に広域消防がどのような方向に向かうのかという資料の一部にさせていただいておりますけれども、この委託業務最終調査結果によりますと、現在の諏訪広域消防本部の消防力は良好な状態であるというふうに定義づけられております。

広域消防としましては、まずは現在の消防体制は良好だということでございますので、適正に維持をしてまいりたいと考えておりますので、今のところ統廃合等々の検討はしておりません。

矢島正恒議長 東城源議員。

16番東城源議員 署所の統廃合について、一元化の前の会議では、何の根拠もなくそのまま残すということでしたが、ここで第三者を入れてそういった資料をいただいたり、助言をいただくということは大事だと思います。今のところはそうなんですが、人口も減っているところもありますし、

また検討していただきたいと思います。

次に、北杜市白州町大武川への出動についてお聞きします。現在、大武川地区へ救急出動をしていると聞いております。管轄外への出動になりますが、この根拠というのはどういったものでしょうか。

矢島正恒議長 消防長。

上原昭司消防長 山梨県北杜市白州町大武川地区への出動の根拠でございますけれども、諏訪広域連合と管轄します峡北広域行政事務組合の間において平成12年7月に締結された消防相互応援協定書に基づいて出動しております。

矢島正恒議長 東城源議員。

16番東城源議員 平成12年というと、ちょうど諏訪広域連合の名前が変わったときということですね。それは、どちらかというと富士見町と白州町の関係で締結されたものを、その本部のある諏訪広域連合で一緒にやったというイメージが強いんですけれども、応援協定といいますと、その要請方法についてお聞きしたいと思います。どんな形で要請が来るのか、お願いします。

矢島正恒議長 消防長。

上原昭司消防長 大武川地区への出動については、この協定が締結される以前より富士見消防署で大武川地区への出動が行われておりました。

協定書の中で、要請がどのようになっているかということでございますけれども、この大武川地区、119番通報でございますが、固定電話の市外局番が当広域圏内と同じ「0266」であることから、固定電話の119番通報は、現在も当消防本部の指令センターに入電してございます。

協定の中では、覚知した消防本部が出動するとなってございますので、固定電話から119番で当消防本部に通報があった場合は、当消防本部の富士見消防署の救急隊が救急出動するという事になっております。

矢島正恒議長 東城源議員。

16番東城源議員 それでは、救急出場した場合の報告については、峡北消防本部へその報告をしているのか。また、自然災害、火災、そういったときの対応はどうなっているか。お願いします。

矢島正恒議長 消防長。

上原昭司消防長 協定は、議員御存じのとおり救急、火災、それから自然災害となっております。救急の場合は、諏訪広域連合消防本部で覚知した場合は、富士見消防署が出動可能な場合は出動するというふうになってございます。富士見消防署は救急隊が2隊ありますけれども、出動できない場合は指令センターから峡北消防本部へ連絡、転送して、峡北消防本部から出動していただくという形になっております。

火災の場合でございますけれども、火災を覚知した場合は、直ちに峡北消防本部へ転送、連絡するという事になってございます。消防車につきましても、富士見消防署から出動するというふうになっております。

矢島正恒議長 東城源議員。

16番東城源議員 峡北消防本部なんです、令和3年に署所の適正配置計画を策定しました。その結果ですが、令和6年8月に白州分署が大分、4キロ以上諏訪寄りに移転して始まっています。

これは、白州分署と小淵沢分署が一緒になったときに、多分向こうのほうでも大武川についてはどんな形になるのかということで、大分近くなっておりますが、この計画を策定する際、あるいは移設した際に、諏訪広域消防本部にこんなことになるんだよ、こんなことになりましたよといった連絡が来ているかどうか。お願いします。

矢島正恒議長 消防長。

上原昭司消防長 白州分署が移転になっていることは承知してございます。また、白州分署、それから当広域消防本部の富士見消防署のどちらかの出動についても、国道20号からのアクセスとなりますので、道路の混雑状況により到着までの時間については前後するとは思いますが、確認したところ、到着までの距離については、白州分署からは10キロ、富士見消防署から7キロということで、距離だけを考えたときには富士見消防署からのほうが近いというふうになってございますので、今のところ同様の対応としてございます。以上です。

矢島正恒議長 東城源議員。

16番東城源議員 ありがとうございます。距離とかそういったことで言いますと、例えば諏訪市の豊田の上野地区ですか、これはもう明らかに辰野消防署から来るほうが近い。距離もどのくらいだろう、3分の2、半分くらいかな。しかも、諏訪消防署から出ると峠を越していくということで、時間もかなりかかります。こういったものについて、じゃあこれは辰野消防署で出ただけないかというような、応援出動でお願いできないかという感じになってしまいますが、そういったことではなくて、自分の管轄内の住民を守る意思があるかないか。そこは相手側のことですから、私は分からないんですけれども、そういったことをちょっと疑ってしまうかなと思います。

また、富士見消防署が大武川地区に出動していることで、地元への影響は少なからずあると思います。これだけ救急出動が増えたりしている状況の中で、救急車が2台あるとはいえ、やはり地元への影響があるんじゃないかと感じております。これは、一元化当初の負の遺産かなと私は感じているんですが、これは一元化をするときにしっかり解決すべき問題だったのではないかなと感じております。

茅野消防署も一元化になる前に、白樺湖地区への救急出場は特に協定も何もなく、南部支署の署長との話で、こっちから行きますよということで、直接連絡が入ると、向こうに何も連絡もなく、報告もなく出ていました。それも一元化を機会に、今後こういったことはなくなりますよということで了承していただいたような経過があります。一元化実行委員会も、何回かこういったことを議題に挙げたんですけれども、結論がすぐに出ないということで、議題としては取り上げてもらえなかったということもありました。

私は、この相互応援協定というものは、すぐに解除すべきものと考えております。もはや応援協定のレベルではないです。通報も直接諏訪広域に入るということで、普通応援協定というものは、向こうの本部に入って、本部から本部へ要請が来るというふうに考えています。ですから、これは

もうちょっと違うんじゃないかなと。

もし、まだ今後続けて出動するという事になれば、諏訪広域連合消防本部及び消防署の設置に関する条例には、管轄に6市町村の名前が入っています。大武川は入っていません。これを改正して管轄区域の変更をする。もしくは、消防事務の委託契約を締結すべきだと感じております。相手側からの申入れがあった場合ですけれども、なければもう向こうに出てもらって、これが正常なものではないかと考えておりますが、どうでしょうか。

矢島正恒議長 消防長。

上原昭司消防長 大武川地区への出動についてでございますが、これは大武川地区の皆さんの生活圏が富士見町にあったことから、過去、富士見消防署において対応していたという経過がございます。現在も協定に基づいて、当消防本部の出動計画が変更になってございます。協定書は変えていないんですけれども、出動の方法についても平成30年度に見直しをして、現在に至っておりますのでございます。

この大武川地区に対して業務委託ということも考えられますけれども、これは長い経過の中で峡北広域行政事務組合と協議を重ねてきたことでございまして、住民利益を追求した形ということでございます。今後、変化していくことが予想される地理的要因ですとか、社会的要因なども注視しながら、どのような形が最良なのか、引き続き研究をしてまいりたいと思います。

矢島正恒議長 東城源議員。

16番東城源議員 では、最後にこの経費についてお聞きします。私の中では、応援協定には経費というものはあまりかからないんじゃないかと思っています。事務委託契約をする、あるいは、例えば木曽広域消防が旧檜川村、今は塩尻市の檜川地区。そこは管轄内に入っております。それには、しっかりしたそういった協定を結ぶ中で、消防に係る経費の分担、そういったものを支払うようになっておりますが、今現在の状況で、峡北広域行政事務組合から経費について何か提案、あるいは支払っていただいているような経過があるかどうか。お願いします。

矢島正恒議長 消防長。

上原昭司消防長 この協定書に基づいて経費のところも記載してございますけれども、燃料費ですとか、あとは修理費等々、基本的には応援を行った協定団体が負担ということになりますので、こちらから行った分はこちらが負担しているということになります。

矢島正恒議長 東城源議員。

16番東城源議員 災害現場は非常に危険を伴うところで、いつ二次災害が起こるか分からない。失礼な言い方だけれども、宅配だとかデリバリーとはちょっと違うんだよというところだと思うんですけれども、私が見てきた消防職員は非常に責任感も強く、正義感も強く、また、現場ではモチベーションアップとなり、ちょっと危ないような行動をすることもありました。一歩間違えば大事故につながるなといった可能性も秘めております。

私自身も消防で管理職になってからは、出動した隊員は無事に帰ってきてほしいなと、それだけを本当に願っております。諏訪広域圏内の住民を守り、また、消防団員あるいは消防職員を守る

ためには、やはりしっかりした事務委託契約を結んで、事故のないように行っていただきたいと思います。一刻も早く改正されることを期待して質問を終わりにします。

矢島正恒議長 これにて一般質問を終了いたします。

この際、暫時休憩いたします。再開は１１時３０分といたします。

休 憩 午前１１時１８分

再 開 午前１１時２８分

矢島正恒議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○日程第 2

議案第 1 号 諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮福祉基金条例を廃止するについて

○日程第 3

議案第 2 号 諏訪広域連合介護保険条例の一部改正について

○日程第 4

議案第 3 号 諏訪広域連合火災予防条例の一部改正について

○日程第 5

議案第 4 号 令和７年度諏訪広域連合一般会計補正予算（第２号）

○日程第 6

議案第 5 号 令和７年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第２号）

○日程第 7

議案第 6 号 令和７年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計補正予算（第３号）

○日程第 8

議案第 7 号 令和８年度諏訪広域連合一般会計予算（案）

○日程第 9

議案第 8 号 令和８年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計予算（案）

○日程第 10

議案第 9 号 令和８年度諏訪広域連合介護保険特別会計予算（案）

○日程第 11

議案第 10 号 令和８年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計予算（案）

○日程第 12

議案第 11 号 令和８年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計予算（案）

矢島正恒議長 日程第２ 議案第１号から日程第１２ 議案第１１号までの１１件を一括議題といたします。

この１１件は各常任委員会に審査付託となっておりますので、委員長の報告を求めます。

まず、総務消防委員会付託議案について一括報告を願います。総務消防委員長。

平出敏廣総務消防委員長 総務消防委員会の報告をいたします。

報告に先立ち、今議会において当委員会に付託された5件の議案審査に当たり、10名の委員出席の下、金子ゆかり広域連合長、早出一真副広域連合長、牛山貴広副広域連合長、事務局長、消防長、各課長及び担当職員に出席を求め、審査したことを報告いたします。

初めに、議案第3号 諏訪広域連合火災予防条例の一部改正について報告いたします。

質疑討論はなく、審査の結果、当委員会では全会一致で可決しました。

次に、議案第6号 令和7年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計補正予算（第3号）について報告いたします。

質疑討論はなく、審査の結果、当委員会では全会一致で可決しました。

次に、議案第7号 令和8年度諏訪広域連合一般会計予算（案）について、当委員会に付託された部分について報告いたします。

質疑討論はなく、審査の結果、当委員会では全会一致で可決しました。

次に、議案第10号 令和8年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計予算（案）について報告いたします。

質疑討論はなく、審査の結果、当委員会では全会一致で可決しました。

次に、議案第11号 令和8年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計予算（案）について報告いたします。

質疑討論はなく、審査の結果、当委員会では全会一致で可決しました。

以上、報告を終わります。

矢島正恒議長 次に、福祉環境委員会付託議案について一括報告を願います。福祉環境委員長。

小倉裕子福祉環境委員長 それでは、福祉環境委員会の報告をさせていただきます。

報告に先立ち、今議会において、当委員会に付託された7件の議案審査に当たり、10名の委員出席の下、今井敦副広域連合長、宮坂徹副広域連合長、渡辺葉副広域連合長、各課長、施設長及び担当職員に出席を求め、審査したことを御報告いたします。

初めに、議案第1号 諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮福祉基金条例を廃止するについて報告いたします。

審査の過程において、基金残高はゼロ円かとの質疑に対し、残高はゼロ円ですとの答弁がありました。

討論はなく、当委員会では全会一致で可決しました。

次に、議案第2号 諏訪広域連合介護保険条例の一部改正について報告いたします。

質疑討論はなく、当委員会では全会一致で可決しました。

次に、議案第4号 令和7年度諏訪広域連合一般会計補正予算（第2号）について報告いたします。

質疑討論はなく、当委員会では全会一致で可決しました。

次に、議案第5号 令和7年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）について報告いたします。

質疑討論はなく、当委員会では全会一致で可決しました。

次に、議案第7号 令和8年度諏訪広域連合一般会計予算（案）について、当委員会に付託された部分について報告いたします。

質疑討論はなく、当委員会では全会一致で可決しました。

次に、議案第8号 令和8年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計予算（案）について報告いたします。

審査の過程において、備品購入費における庁用器具とはどのようなものを購入するかとの質疑に対し、自動血圧計と利用者の衣類を乾燥するための大型乾燥機2台を購入するものであるとの答弁がありました。

討論はなく、当委員会では全会一致で可決しました。

次に、議案第9号 令和8年度諏訪広域連合介護保険特別会計予算（案）について報告いたします。

審査の過程において、歳入予算のうち、普通徴収保険料滞納繰越分について、収納率はどのくらいを見込んでいるかとの質疑に対し、広域全体で収納率は令和6年度は18.8%、令和5年度、令和4年度は20%であり、おおむね20%を維持したいとの答弁がありました。

討論はなく、当委員会では全会一致で可決しました。

以上、報告を終わります。

矢島正恒議長 ただいまの各委員長報告に対し、これより1件ずつ質疑、採決を行います。

初めに、議案第1号 諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮福祉基金条例を廃止するについて、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

矢島正恒議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

矢島正恒議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

矢島正恒議長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 諏訪広域連合介護保険条例の一部改正について、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

矢島正恒議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

矢島正恒議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

矢島正恒議長 御異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 諏訪広域連合火災予防条例の一部改正について、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

矢島正恒議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

矢島正恒議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

矢島正恒議長 御異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 令和7年度諏訪広域連合一般会計補正予算（第2号）について、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

矢島正恒議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

矢島正恒議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

矢島正恒議長 御異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 令和7年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）について、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

矢島正恒議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

矢島正恒議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

矢島正恒議長 御異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 令和7年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計補正予算（第3号）について、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

矢島正恒議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

矢島正恒議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

矢島正恒議長 御異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 令和8年度諏訪広域連合一般会計予算（案）について、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

矢島正恒議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

矢島正恒議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

矢島正恒議長 御異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 令和8年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計予算（案）について、委

員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

矢島正恒議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

矢島正恒議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

矢島正恒議長 御異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号 令和8年度諏訪広域連合介護保険特別会計予算（案）について、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

矢島正恒議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

矢島正恒議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第9号を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

矢島正恒議長 御異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号 令和8年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計予算（案）について、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

矢島正恒議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

矢島正恒議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第10号を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

矢島正恒議長 御異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第１１号 令和８年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計予算（案）について、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

矢島正恒議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

矢島正恒議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第１１号を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

矢島正恒議長 御異議なしと認めます。よって、議案第１１号は原案のとおり可決されました。

矢島正恒議長 以上をもって、今定例会の議事の全部を議了いたしました。

閉 議 午前１１時４５分

矢島正恒議長 閉会前に、広域連合長から挨拶があります。広域連合長。

金子ゆかり広域連合長 閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

２日間にわたり慎重なる御審議をいただき、提出申上げました各議案につきましては、それぞれ原案のとおり御承認、御議決を賜り、心から御礼を申し上げます。

審議を通していただきました貴重な御意見等につきましては、今後さらに検討を深め、課題の解決に取り組んでまいります。

議員各位におかれましては、今後も引き続き、当連合に対しましてお力添えのほどお願いを申し上げますとともに、皆様方の一層の御健勝を御祈念申し上げまして、閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

矢島正恒議長 これにて、令和８年第１回諏訪広域連合議会定例会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。

閉 会 午前１１時４７分

以上会議のてん末を録し相違なきを認め、ここに署名する。

議 長 矢 島 正 恒

3 番 吉 田 浩

2 0 番 中 山 透

議 案 等 の 審 議 結 果

広域連合長提出

事 件 番 号	上程月日	付 託 委 員 会	議決月日	審 議 結 果
同 意 第 1 号	8. 3. 23	省 略	8. 3. 23	原 案 同 意
承 認 第 1 号	〃	〃	〃	原 案 承 認
承 認 第 2 号	〃	〃	〃	〃
承 認 第 3 号	〃	〃	〃	〃
承 認 第 4 号	〃	〃	〃	〃
承 認 第 5 号	〃	〃	〃	〃
議 案 第 1 号	〃	福 祉 環 境 委 員 会	8. 3. 24	原 案 可 決
議 案 第 2 号	〃	〃	〃	〃
議 案 第 3 号	〃	総 務 消 防 委 員 会	〃	〃
議 案 第 4 号	〃	福 祉 環 境 委 員 会	〃	〃
議 案 第 5 号	〃	〃	〃	〃
議 案 第 6 号	〃	総 務 消 防 委 員 会	〃	〃
議 案 第 7 号	〃	各 常 任 委 員 会	〃	〃
議 案 第 8 号	〃	福 祉 環 境 委 員 会	〃	〃
議 案 第 9 号	〃	〃	〃	〃
議 案 第 1 0 号	〃	総 務 消 防 委 員 会	〃	〃
議 案 第 1 1 号	〃	〃	〃	〃